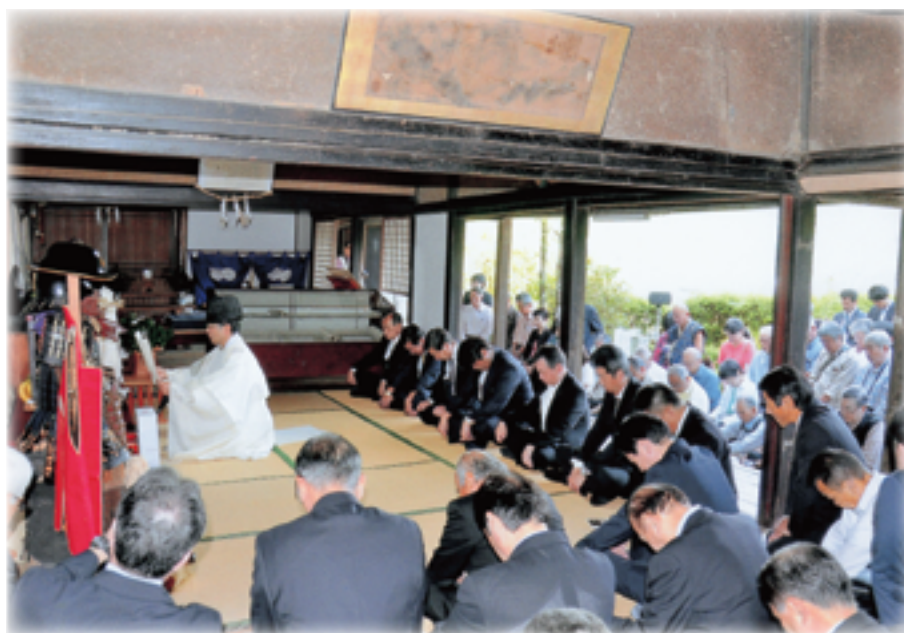


大淵地区

振興計画書



五條家御旗祭り：毎年（秋分の日）

平成28(2016)年3月

福岡県八女市黒木町
大淵地区自治運営協議会

も く じ

もくじ	1
はじめに	2
Ⅰ 大淵地区の概要	3
Ⅱ 大淵地区の将来像	4
基本理念と基本目標	4
基本目標 1 自然の恵みを未来へつなく	5
基本目標 2 地域の宝“再発見”	7
基本目標 3 世代を超えた文化の継承	9
基本目標 4 安らかなくらしの里	11
基本目標 5 熟年の力を生かした人づくり	13
Ⅲ 実行計画具体化の基本モデル	15
Ⅳ 付属資料	16
大淵の歴史年表	17
住民アンケート調査の結果	21
大淵地区の地図	26
大淵地区人口分布表	27
各行政区の諸行事一覧	28
大淵地区自治運営協議会の規約及び組織図	33
Ⅴ 大淵地区振興計画書策定委員会名簿	37
Ⅵ 大淵地区振興計画書策定の経緯	38
Ⅶ 大淵地区振興計画実行委員会名簿	39
編集後記	40

はじめに

大淵地区自治運営協議会 会長 豊田 邦明

本計画書の編集作業が始まったころのある日、平野岳からの眺望を確認するために、山に登りました。初めての事です。

深い緑の山々と、矢部川水系を作る山の^{ひだ}襞、創建 1200 有余年の日向神社の^{もり}杜、山間地の暮らしを支えた無数の棚田と茶畑の^{ひろ}拡がり、その中に点在する各集落のたたずまい。いつもは点として見ている風景が、一度に目に入ってくる迫力はまさに圧巻でした。この自然こそが大淵地区民を育ててきた源であり、有形、無形の多くの宝が現存する地域なのです。この地域に住む人々は深いつながりを持ち、助け合いながら暮らしています。このような大淵の環境を守っていくために、ともすれば後ろ向きになりがちな今の流れの中でも、前を向き、問題を人任せにせず、自分たちに出来ることをやり続ける強い気持ちを持ち続けたいと思います。

振興計画書策定委員会は、大淵地区の将来像として「自然と歴史が人を育む大淵の里」という基本理念を掲げました。

そして、5項目の基本目標を設定し、各々に「現状」「課題」「解決策」について検討を重ねてきました。この振興計画が地域の皆さん一人ひとりの指針となることを願ってやみません。



大淵体験交流施設（げんき館おおぶち）を望む

平成 28 (2016) 年 3 月

Ⅰ 大淵地区の概要

大淵地区は明治22年の町村制施行により、旧久留米藩だった「上妻郡北大淵村」と旧柳河藩領だった「上妻郡大淵村」が合併し現在の区域となりました。昭和32年の黒木町編入時には人口4,600人余りでしたが、その後、産業構造の変化と少子高齢化により、平成27年10月末には1,257人と急速な人口減少が続いています。

面積は44.92平方キロメートルで、東を矢部村、南は熊本県と接する山間部に位置し、その大半は山林で占められています。一級河川「矢部川」が地区の中央を貫流し、それに沿うように地区の大動脈、国道442号が黒木町中心部へと伸びています。

本地区は、山間部の気候を活かした茶の生産が盛んで、特に玉露は、これまで農林水産大臣賞を受賞するなど「玉露の八女茶」の名声発展に大きく寄与してきました。更に、特筆すべき事は平成27年12月に「八女伝統本玉露」が国の地理的表示に基づく登録標章の栄を獲得しました。

歴史をひもとけば、「矢部川と剣持川の合するところに大なる“淵”あり、よってこの地を“大淵”と号す。」とあります。

黒木町郷土文化財集の「日向神神書」には、木花開耶姫は「空室（現存する地名）^{このはなさくやひめ うつろ}」を御産所として「彦火火出見尊^{ひこひひでみのみこと}」「火明命^{ほのあかりのみこと}」「火酢斧命^{ほのすくりのみこと}」をお産みになったと記されているそうです。木花開耶姫の神殿は陽光を避ける地に造られ、その地を「月足（現存する地名）」の里と名付けられ、夫の瓊瓊杵尊^{にぎのみこと}の神殿は陽光のあたる地に造られ、この地を「日向神」の里と号したとのことです。

また、五條家に伝わる「紙本墨書五条文書^{しほんぼくしよごじょうもんじよ}」と「八幡大菩薩旗^{はちまんだいぼさつき}」一幅は、国の重要文化財にも指定されている大淵地区民の大切な宝です。毎年秋分の日には虫干しを兼ねて「御旗祭」が行われますが、その際に奉納される「五條頼元卿の唄」は、今も地区の子どもたちに引き継がれ唄われています。

更に、平成3年に復活した「本田仁〇加」は村おこしとしても定着し、毎年4月5日には夜遅くまで大きな笑いで包まれます。

このように、大淵地区は自然の懐に抱かれた、伝統文化あり、笑いありの、人情豊かな向こう三軒両隣の暮らしがいまだに残る地域です。



大淵地区の自然と棚田風景



大淵地区児童による「五條頼元卿の唄」献唄

II 大淵地区の将来像

基本理念と基本目標

《 基本理念 》

自然と歴史が人を育む大淵の里

私たちのふる里“大淵地区”は、矢部川水系の豊かな自然と南北朝時代からの歴史により育まれた人情豊かな風土が脈々と受け継がれ、今日に至っています。

地域の活力源である“人”を育み、つないできた自然と歴史を大切な宝として守り続け、後世に遺すことは、今の私達に託された大切な使命であります。

これらの豊かな“めぐみ”を享受し、全ての地域住民が力を合わせ安心して暮らせる「大淵の里」を創生することを願いつつ、この振興計画を策定します。

《 基本目標 》

- 1 自然の恵みを未来へつなく
〔自然環境・農林業・商工業〕
- 2 地域の宝“再発見”
〔自然・景観・生活環境・行事〕
- 3 世代を超えた文化の継承
〔世代間交流・伝統行事の継承〕
- 4 安らかなくらしの里
〔防災・防犯・交通安全〕
- 5 熟年の力を生かした人づくり
〔高齢化対策・子育て・青少年育成〕



奥八女遠望（左から：石割岳・平野岳・釈迦御前岳）

「大淵地区自治運営協議会 HP」を立ち上げ、目標達成のために活用します。



地区民収穫祭



五條家

基本目標 1 自然の恵みを未来へつなぐ

緑豊かな山々と矢部川水系の自然は、私たち大淵地区民を育ててきた源であり私たち共有の資産であります。住民アンケートの結果でも「大切にしていきたい大淵のよさはなんですか。」の問いに約半数の住民（43%）が「豊かな自然が残っている」と回答しています。

この豊かな自然は、茶や稲作を主体とした農業のみならず、四季を通して多様な景観を醸し、私たちに癒しの場を与えてくれます。

しかしながら、過疎化の進行により農地の荒廃化や管理不全の山林などが増加し、私たちが育ててきた自然を、子や孫に残すことは困難な状況と言っても過言ではありません。

今、この現状を改善し、更には地域が活性化するための方策を住民が一丸となって考えるときだと思えます。



月足の棚田

《 現状 》

- 1 地域の主産業である農業の後継者が減少し、これからも後継者が増える状況ではない。
- 2 山間地の農作物は少量多品目のため収益が少ない。更には、農機具代も高く農業だけで生活していくには厳しい状況である。
- 3 「中山間地直接支払制度」の活用により集落での農地維持に努めているが、高齢化により制度への参加が減少しつつあり、これから耕作放棄地が多くなる懸念がある。
- 4 猪や鹿などの鳥獣被害対策に関しては、電気柵や防護柵で対応しているが効果が薄く、農作業への意欲を欠いている状況にある。
- 5 高齢者は農地に対する愛着があるが、耕作が出来ないまま荒廃の要因になっている。
- 6 これまで地域には日用品の移動販売があったが、現在は無くなり買い物に困っている高齢者が多くなった。

《 課題 》

- 1 地域外からの「就農希望者受け入れ体制づくり」を考える必要がある。
- 2 高齢者農家の農地を地域で守っていくための組織づくりが急務である。
- 3 今後、地域の農林業や商工業をどう活性化させるか、差し迫った課題として地域住民及び行政が一体となって対策を講ずべきである。
- 4 地域住民の高齢化を考慮して「移動販売」や「助け合い買い出し」等を模索する必要がある。

《 解決策 》

- 1 集落営農を行い集落の中で高齢農家の農地を受け継いでいく体制づくりを確立する。
- 2 JAや行政の協力を得て、地域外から就農希望者の受入体制を確立する。
- 3 空き家を活用した転入者の受け入れも考えていく必要がある。
- 4 農業体験イベント等の開催や地域資源を活かした観光開発を推進する。

《 実現に向けての実施計画 》

項目	具体的事項	実施主体			重要度	実施時期
		行政	協働	住民		
産業の興振	集落営農の体制整備を図る		○		○	案を練る
	JAや行政など関係機関と話し合いながら地域外からの流入人口を増やす		○			案を練る
	小規模な地元直売所を設置する方法を模索する (JAとの連携)等			○		案を練る
	農産物のブランド化を図る			○		案を練る
	6次産業化(生産・加工・販売)の推進を図る		○			案を練る
	棚田保全と棚田ブランド米づくりを一体化する			○		案を練る
資産を活かした観光振興	五條家の歴史と宝物を中核にした観光コースづくり		○		○	早急対応
	地域資源を活かした農業体験イベントの開催		○		○	案を練る
	棚田や日向神ダムを拠点とした自然ギャラリーづくり		○			案を練る
	大淵地区自治運営協議会 HP から情報発信する		○			案を練る

注) 上記の『協働』とは、「住民（自治運営協議会等）と行政が対等の立場で、相互に補い合いながら地域課題を解決するために役割を分担すること。」を言う。(以下同じ)



八女伝統本玉露茶摘み風景

清らかな水で育つ棚田風景



基本目標 2 地域の宝“再発見”

地域の宝、それは地域の自然であったり、目に見えるものであったり、人の心であったり、その他諸々のものが相乗し合い大淵の風土を形作って来ました。私たちは、大淵の自然と歴史が連綿と築いてきた、この大切な「地域の宝」を誇りに思い十分に活用して行かなければならないと思います。

都市からの来客者たちからは、私たちが普段は気にも留めていない路傍の石や花、見慣れた風景や行事、温かいおもてなしの心などに大きな感激と感動を得たとの評価を頂いております。

大淵地域の再生そして振興を図るためには、「地域の宝」を私たち自身が再発見し大淵の活性に結び付け、往年の元気を取り戻すことが喫緊の課題であると考えます。



彼岸花の群生

《 現状 》

- 1 命の源である水を蓄える豊かな森林に恵まれ、湧き出る清水と蛍が乱舞する川面など大淵の豊かな自然環境が埋もれてしまっている。
- 2 棚田や農業用水路、茶園など多くの農業資産があるが、高齢化・後継者不足などにより手入れが届かないところが見受けられる。
- 3 朝霧がたつ日向神ダム湖の神秘的な景観と神代の伝説に彩られた地名などが数多く存在するが、あまり知られていない。
- 4 創建 1200 有余年の歴史を誇る日向神社を始めとした神社仏閣や信仰心篤い日向神新四国八十八か所の霊場があるが意識されていない。
- 5 南朝の歴史を色濃く残す五條家の宝物が、保存・顕彰されてはいるが広く知られていない。
- 6 剣持・枝折・平野の各ふれあいセンター、基幹集落センター及びグリーンパル日向神峡の今後の維持管理に不安がある。
- 7 地域の交流を深める運動会やグラウンドゴルフ大会などの行事が将来にわたって開催できるか不安である。
- 8 日向神社や城ノ原熊野神社に奉納される「風流（浮立）」や「本田仁〇加」などの伝統行事が将来にわたって維持できるか不安がある。
- 9 旧大淵村役場跡地や大淵財産区の資産が地域のために十分活用されていない。
- 10 大淵は書家「黒田寛次郎先生」、直木賞作家「安部龍太郎先生」など全国的な著名人の郷土である。

《 課題 》

- 1 「人がいない。高齢者ばかりだ。だから何もできない。」というマイナス思考から、知恵を出し合い協働の力で解決するプラス思考への転換を図る必要がある。
- 2 国道を利用する観光目的の方も、大淵は通過地となっているだけである。滞留できるような施設と情報発信が必要である。
- 3 素晴らしい景観や歴史ある神社仏閣など大淵の魅力を誇りに思う心の醸成が必要である。
- 4 自然と歴史が育んだ大淵ブランドの確立を図っていく必要がある。
- 5 子どもたちが、山遊びや川遊びのできる環境が減っている。自然と親しむ場をつくる必要がある。

《 解決策 》

- 1 自然や農業について学ぶ農業体験イベントなどの場を創出し、体験交流を通じて移住を促進しながら自然環境の保全・活用を図る。
- 2 空き家の集落内集会所や移住体験ゲストハウスなどへの転用活用を図る工夫をする。
- 3 地名案内板やホームページを作って、大淵の魅力を外部に発信する。
- 4 イベントやオーナー制度などを構築して棚田の保全に努める。
- 5 大淵財産区の無償払下げを受け地域資産として活用する。
- 6 地域で受け継いできた伝統行事を外部の支援も取り込みながら継承していく。

《 実現に向けての実施計画 》

項目	具体的事項	実施主体			重要度	実施時期
		行政	協働	住民		
自然環境	森林の計画的維持管理を推進する	○			○	随 時
	親水公園を整備する		○			案を練る
	湧水の保全と整備を図り、広くPRする		○			実 施 中
生活環境	合併浄化槽を整備推進する	○				実 施 中
	空き家活用を促進する。		○		○	随 時
観 光	ホームページを立ち上げ外部に発信する		○			案を練る
	地名案内板を設置する		○			案を練る
	フットパス（散策路）やトレッキングコースを設定する		○			案を練る
景 観	棚田保全策の構築を図る			○		案を練る
	自然ギャラリーの指定及び整備を図る		○			案を練る
財 産	大淵財産区の無償払下げと地域資産としての活用を図る		○		○	早急対応
	グリーンパル日向神峡の再生活用を図る（カヌー等）		○			案を練る
	旧大淵村役場跡地の活用を図る		○			案を練る
	大淵体験交流施設と連携し活用を図る		○			案を練る
行 事	地域の伝統行事の組織的継承を推進する			○	○	実 施 中

基本目標 3 世代を超えた文化の継承

大淵地区の住環境は文化的にも自然的にも豊かで、人情味ある人間関係をつくり上げてきました。子どもから高齢者に至るまで、地域や世代を超えてつながり合い、まさに縦糸と横糸が一枚の布を織りなすように、時をかけ、確かに、静かに、文化の継承が成されてきました。

しかしながら、近年、そのつながりが、いつの日か消えてしまうのではないかという危惧の感があります。この状況から脱するためにも、私たちは大淵の様々な文化を未来に継承するための施策を模索し続けねばならないと考えます。

《 現状 》

- 1 お宮事などの信仰を基盤にした行事は集落独自の伝統として住民間のつながりが強く、確かな力で継承されている。
- 2 公民館活動は各地区とも地域をつなぐ役割としてあり、特に地区民体育祭とグラウンドゴルフ大会は住民が一堂に会する重要な行事として機能している。
- 3 行政組織としての行政区・隣組・常会は地域の日常生活上重要な組織として機能し、お宮掃除や道路愛護など、住民間の協力が交流の場を形作っている。
- 4 学校・幼稚園などの教育を軸としたつながりは、小学校の廃校を機に失われたが、少年剣道が継続して活動している。
- 5 農業・産業・事業・水路・道路・中山間地など組織ごとのつながりがあり、他の組織活動と絡みながら縦横に機能している。
- 6 「五條家御旗祭り」、「左義長・どんどらかい・もぐら打ち」、「月足風流保存会」、「南大淵熊野神社浮立」、「本田仁〇加」、「献燈祭」、などが世代を超えて地域住民に継承されている。



しめ縄打ち

《 課題 》

- 1 大淵地区人口分布（資料参照）を見ても、継承すべき若者の数が決定的に少ない。
- 2 高齢化により、貴重な伝統技術・伝統料理などは早急に伝承者から聞き取り、伝え受けていく必要がある。
- 3 集落行事の消滅に対する手だてや伝統文化等の記録（文書・映像・写真）を残す必要がある。
- 4 子どもから高齢者までが有機的につながる新たな多世代交流事業を模索する必要がある。



左義長

《 解決策 》

- 1 現在の伝統文化・信仰の形・伝統料理・埋もれつつある伝承等を再発掘し記録を計画的に残す。
- 2 現在行われているさまざまな行事を地域住民の力で維持継続していくために、誰もが（物理的・心理的に）参加しやすいよう再吟味する。
- 3 大淵体験交流施設を拠点とした諸活動を企画し、地区外の人々との交流促進し、併せて地元の活性化を図る。
- 4 大淵の子どもたち（小中高）が一堂に会する機会を設け、同世代の連帯意識を共有させる。

《 実現に向けての実施計画 》

項目	具体的事項	実施主体			重要度	実施時期
		行政	協働	住民		
各行政区 各 地 域	行政区・隣組などの組織を中心とした交流を維持する			○		実 施 中
	公民館活動による多世代交流の継承を推進する			○		実 施 中
	地区民体育祭・グラウンドゴルフの実施を継続する			○		実 施 中
	諸行事の参加維持を図るため再吟味を行う			○		実 施 中
文 化 統 伝	受け継いできたお宮行事などの伝統行事を継承する			○		実 施 中
	受け継がれている伝統文化を計画的に収録・記録する		○		○	早急対応
	「左義長・どんどらがい・もぐら打ち」等を継承する			○		実 施 中
	郷土料理・山菜料理・香の物等の伝承を推進する			○		実 施 中
組 織 体 事 業	「五條家御旗祭り」の伝統的継承を図る		○			実 施 中
	「月足風流保存会」活動の伝統的継承を図る			○		実 施 中
	「南大淵熊野神社」浮立の伝統的継承を図る(25年ごと)			○		実 施 中
	「本田仁○加」の継承を図る			○		実 施 中
	「献燈祭」の継承を図る			○		実 施 中
交流事業	大淵体験交流施設を拠点とした行事を企画検討する		○			案を練る
	子どもたち(小中高生)間の連帯と交流事業を模索する			○	○	早急対応

地区民運動会



伝統と和

熊野神社浮立



基本目標 4 安らかなくらしの里

私たちが暮らす大淵の地形は矢部川の流れに沿い、その兩岸の少し開けた場所を国道 442 号が熊本・大分方面へ抜けています。この 442 号に繋がる形で林道・農道が整備され住民の生活を支えています。

ところが、近年では豪雨や台風の被害で、倒木やがけ崩れ等自然災害が発生し道路が寸断される状況にあります。高齢化・少子化が進行する大淵地区にとって生活の拠点を維持することは困難な状況になりつつあります。

一方、大淵は人情豊かでお互いに支え合う風土があり、犯罪も少なく安心して暮らせる里です。しかしながら、ここ数年、安心の里にも「おれおれ詐欺」や「インターネットを介した犯罪」など都会型の犯罪が忍び寄っています。

このような状況を直視し、人々が安心して住める大淵にしていくことが地域を活性化する根幹の施策だと考えます。



S 状カーブが続く国道 442 号

《 現状 》

- 1 地域交通の基幹となる国道 442 号は急カーブが多く見通しの悪い場所が多い。
- 2 山間地域のため生活上やむを得ず「高齢の運転者」が多くなり、安全が危惧される。
- 3 地域の防災については「消防団」「自衛消防団」が組織されていて防災活動を行っているが、壮年層が少なく消防団員確保が課題である。
- 4 大淵地区は大きな犯罪もなく安心できる地域である。

《 課題 》

- 1 大淵地区は地形上から「カーブミラーの設置」が喫緊の課題である。
- 2 大淵地区の児童生徒の登下校が「スクールバス」に変わったため、地域住民全員で支える安全運行対策が必要である。
- 3 落石、がけ崩れ等の災害復旧が遅れている箇所も多く、二次災害が危惧される。
- 4 火災時に使用する防火水槽の不足、林野火災時の水利の確保が課題である。
- 5 災害時の避難場所や避難手段を再検討する必要がある。
- 6 地域の高齢化に伴い自力で避難できない高齢者への支援対策を整える必要がある。
- 7 近年多くみられる「おれおれ詐欺」等、都市型犯罪が起こる可能性があり対策を講じる必要がある。

《 解決策 》

- 1 カーブミラーの設置をすすめ地域住民が安全に通行できる体制をつくる。
- 2 カーブの多い道路の改良要望箇所は各行政区で調べ、大淵地区全体として行政へ要望する。
- 3 各行政区ごとの交通安全指導員を中心に立ち番等交通安全推進活動を行う。
- 4 落石防止対策、がけ崩れ補修、防火水槽の設置、林野火災時の水利不足解消等については行政へ積極的な働きかけを行う。
- 5 避難所の整備、避難経路の確認と確保など防災活動の見直しをする。
- 6 行政区単位での防災訓練を計画的に実施する。
- 7 消防団、自衛消防団等の自主防災組織の連携や情報の共有を行う。
- 8 隣近所での声掛けを積極的に行い、戸締りや車の鍵かけ等、防犯活動を推進する。
- 9 交通、防災、防犯について、「一人ひとりの意識向上、各家庭の意識向上」を啓発する。

《 実現に向けての実施計画 》

項目	具体的事項	実施主体			重要度	実施時期
		行政	協働	住民		
交通	カーブミラーの設置及び保全活動をする	○			○	随時
	道路の改良を要望する			○	○	随時
	立ち番等交通安全活動を推進する			○		実施中
防災	落石・がけ崩れ等の補修を要望する			○	○	随時
	防火水槽、林野火災時の水利を確保する		○		○	早急対応
	避難所の整備を図る		○		○	早急対応
	隣組または行政区単位の避難経路の確認と確保を図る			○		早急対応
	防災活動を再構築する		○			早急対応
	行政区単位での計画的防災訓練を実施する			○		早急対応
	防災組織の連携と情報の共有をする		○			早急対応
防犯	防犯意識の高揚を図り近隣の声掛け運動を展開する			○		早急対応
	要所に防犯カメラの設置を推進する	○				早急対応



地区防災訓練



風倒木

基本目標 5 熟年の力を生かした人づくり

大淵地区人口分布から見ると、0歳～14歳が男36人・女37人、15歳～20歳までは男36人・女22人で、青少年は総計「141人」が地区内に生活しているということになります。一方、65歳以上の高齢者は男229人・女337人です。地区の青少年141人はこれからの大淵地区を中核となって支える人材です。地域の宝とも言えるこの人材を、高齢者（熟年）の豊富な経験と智恵を活かして育てることは地域の先達としての重要な責務でもあります。

確かに、高齢者にとって過疎化が進む地域に住むことは多くの困難があります。しかしながら住民1,264人の中に20歳までの青少年が141人生活していることを希望の光として受け止め、青少年を核にして熟年の力を支えに地域振興策を具体的に推進すれば、自然と歴史の里が更に輝くはずです。

そのために、地域の高齢者や青少年の現状と課題を明らかにし、高齢者（熟年）と青年・少年・幼年の活動を融合した解決策を提言したいと考えます。



熟年の指導による「子ども浮立衣装」づくり

《 現状 》

- 1 高齢者は、生活を支える公共機関（金融機関・病院・路線バスの減便等）や商店が閉鎖する中、生活物資の購入や預金の出し入れ等に不安を持っている。
- 2 高齢者は、自家用車運転が出来なくなった場合の不安や乗り合いタクシーの活用不便も相まって、地域間移動の手段に不安を持っている。
- 3 高齢化が進み老老介護や耕作放棄地等が増加している。
- 4 壮年層の職は地域外が多く、家庭団欒の時間が少なくなっている。
- 5 夫婦共稼ぎが多く、子育てが二の次になる傾向にある。
- 6 子どもの成長に大人の関わりが少なくなっている。
- 7 子ども達は通信機器の普及に影響され「人間としての教育」が希薄になっている。

《 課題 》

- 1 高齢者が生活しやすい環境を早急に構築する必要がある。
- 2 耕作放棄地解消など地域環境を整え、高齢者の力を活かす地域再生を考える必要がある。
- 3 地域が一体となって高齢者の生活を支える方策を考える必要がある。
- 4 地域での子育て支援策を講ずる必要がある。
- 5 地域の大人が「地域の子どもの成長」に関われる方策を考える必要がある。

《 解決策 》

- 1 地域毎に高齢者生活用品調達の支援方法を考える。
- 2 耕作放棄地の共同管理の推進を図る。
- 3 大淵保育園の存続を図り、保育園内に自治運営協議会主管の「子育て支援室」を設置する。
- 4 大淵体験交流施設と自治運営協議会との共催で地域住民支援による「世代間交流体験教室」等を推進する。
- 5 大淵体験交流施設と自治運営協議会との共催で地域住民支援による「子育て交流広場・子育て懇談会」等を企画する。

- 6 高齢者の指導助言と地域住民の支援による農業体験イベント・昔遊び・川遊び等を企画する。
 7 地域の青少年を中心にした地区民総出の支援行事を伝統化する。

《 実現に向けての実施計画 》

項目	具体的事項	実施主体			重要度	実施時期
		行政	協働	住民		
高齢者対策	高齢者生活用品調達の支援方法等を検討し実施する (買い物ニーズ調査)		○		○	早急対応
	耕作放棄地の共同管理を推進する		○		○	案を練る
子育て及び青少年育成	大淵保育園内に「子育て支援室」を設置する		○		○	早急対応
	子育て交流広場・子育て懇談会を実施する		○		○	早急対応
	世代間交流体験教室を開催する		○		○	案を練る
	農業体験イベント・昔遊び・川遊び等を企画する		○		○	案を練る
	青少年を中心にした行事を伝統化する			○	○	案を練る



松瀬ダム



グリーンパル日向神峡



水遊び！
清流矢部川

Ⅲ 実行計画具体化の基本モデル

大淵地区振興計画における「実施計画」を受け下記の様式で「基本的行動計画」を作成し、計画の実行を確かなものとする。

全ての計画の実行責任者は「大淵地区自治運営協議会長」とする。

また、各領域の「基本的行動計画」の作成及び実行は、各領域の責任者があたる。

更に、各領域の「基本的行動計画」の作成及び実行が円滑に推進するために、大淵地区自治運営協議会に、振興計画実行委員会を設置する。

《 行動計画の基本モデル 》

実施事項	大淵保育園内に「子育て支援室」を設置
開始年度	平成 28 年度後期開始
実行責任	大淵地区自治運営協議会長
実行委員 と 職 務	「高齢者・子育て・青少年育成」グループ 「子育て支援室」の立ち上げ業務一切、運営組織の構築、支援室運営の支援
開設場所	大淵保育園内（大淵保育園理事会の承認が条件）、承認後看板の設置
支援室長	主任児童委員
支 援 員	保育園長・保育園理事・高齢者の有志・特別依頼
運営組織 と 計 画	実行委員会と支援室長が策定し協議会長の承認 支援室長が支援員と合議し策定し協議会長の承認
支援内容	子育て相談・子育て支援
広 報	大淵地区自治運営協議会事務局

〔注〕実施事項については「行動計画」ごとの項目とする。

IV 付 属 資 料

大淵の歴史年表(旧大淵村のあゆみ転記)

住民アンケート調査の結果

大淵地区の地図

大淵地区人口分布

各行政区の諸行事一覧

大淵地区自治運営協議会の規約及び組織図

大淵の歴史年表〔旧大淵村のあゆみ転記〕

平成27(2015)年11月29日転記・整理 J Kurijama

矢部川と剣持川の合するところに大いなる「淵」あり、よってこの地を「大淵」と号す。

黒木町郷土文化財集紹介の「日向神神書」には、木花開耶姫は「空室（現存する地名）」を御産所として
 “彦火火出見尊” “火明命” “火酢芹命” をお産みになったと記されているそうです。

また、木花開耶姫の神殿は陽光を避ける地に造られ、その地を「月足（現存する地名）」の里と名付けられ、
 夫の瓊瓊杵尊の神殿は陽光のあたる地に造られ、この地を「日向神」の里と号したとのことです。

（黒木町：郷土の文化財集 S.63 黒木町教育委員会発行）

〔大淵基幹センター概観内容及び一部修正加筆〕

年号	大淵に関する事項	一般的事項
大同 2年	807 ○日向神社創建	
天喜 元年	1053 ○北大淵に熊野神社創建	
延元 元年	1336 ○五條頼元卿西征將軍懷親王に従い西下	
延元 4年	1340 ○五條頼治卿月足に住す	
応永 10年	1403 ○五條頼治卿南大淵に熊野神社創建	
天正 6年	1578 ○南大淵は柳川藩谷川組に属す	
元和 6年	1620 ○柳川藩主立花宗茂 久留米藩主有馬豊氏となる ○北大淵は久留米藩 南大淵は柳川藩となる	
元和 8年	1622 ○北大淵は久留米藩北川内組に属す	
寛永 3年	1626 ○五條長安卿城の原に住す	
明治 4年	1871 ○北大淵・南大淵は11月三瀨県となる	
明治 7年	1874 ○三瀨県上妻郡九番学区大淵小学校（4年制）を湯の向に創設 ○南大淵寄に大淵郵便取扱所開設	
明治 8年	1875 ○三瀨県上妻郡九番学区枝折小学校を枝折に創設	
明治 9年	1876 ○三瀨県を福岡県に吸収する ○三瀨県上妻郡九番学区剣持派出所を剣持に創設 ○枝折小学校分校として平野支校を平野に創設	* 佩刀（はいとう）禁止令
明治 13年	1880 ○大淵村・北大淵村合併（上妻郡大淵村） 11月12日初村会開設	* 黒木町火災 120戸消失
明治 22年	1889 ○上峰高等小学校に本村高等科教育委託	* 町村制施行
明治 24年	1891 ○大淵村消防組を設置（1月10日）	
明治 25年	1892 ○村会議員選挙施行（1月24日）	
明治 26年	1893 ○北白川宮能久親王五條家一泊：台湾征討へ発す ○花巡～土柳～一本松 牛馬車道開設	* 矢部線県道開設
明治 27年	1894 ○大淵小学校へ鷲西・岳・弓掛の児童小学校教育の委託	* 清国へ宣戦布告（7月）
明治 28年	1895 ○鹿牟田線県道開設（3月） ○大淵村農会を設置（12月27日）	* 清国と平和条約締結（4月）
明治 29年	1896 ○上妻郡大淵村から八女郡大淵村になる ○桑鶴に伝染病院建設（10月）	* 八女郡誕生（2町26村）
明治 30年	1897 ○初代村長：牟田覚八辞任（6月10日） ○矢部村村長：坂本虎之助を臨時村長代理に委嘱 ○宮原重足村長就任（11月11日）	* 五條頼定男爵を授けられ華族となる（第22代）
明治 31年	1898 ○大淵村是第一巻を編す（1月）	
明治 33年	1900 ○上ノ峰高等小学校に本村高等小学校教育委託解除（4月）	
明治 35年	1902 ○村長宮原重足辞任（11月19日）	* 郡立八女農業学校設立
明治 36年	1903 ○五條頼定氏村長当選（1月26日）	* 羽犬塚山内間馬車鉄道創設
明治 37年	1904	* 露国へ宣戦布告（2月10日）
明治 38年	1905 ○本田地内に水天宮奉社す ○矢部川大洪水で諸橋流失（7月）	
明治 39年	1906 ○大淵村立実業補習学校を村内4小学校に設置	
明治 40年	1907 ○大淵尋常小学校に高等科併置（4月） ○大淵村第二巻を編す（8月）	
明治 41年	1908 ○本村4小学校を増改築	* 県立八女中学校創立
明治 43年	1910 ○北川親蔵村長当選（12月23日）	
明治 45年	1911 ○助役：大淵虎蔵 熊本税務監督局長より表彰（8月5日）	* 明治天皇崩御（7月30日）
大正 元年	1911 ○八升蒔～一本松間の耕地整理始まる	* 即日大正天皇即位 * 第一次欧州大戦（元年）
大正 3年	1914 ○佛石を枝折小校区から大淵小校区へ編入	
大正 4年	1915 ○大淵村養蚕組合設立（4月） ○枝折～八升蒔間の道路開通	
大正 7年	1918 ○八女区裁判所黒木出張所本登記所を設置（7月15日）	
大正 9年	1920 ○大淵小学校の木屋村一部の教育委託解除	* 尼港事件
大正 10年	1921 ○大淵に電灯設置 ○大洪水により未曾有の大災害発生（6月17日） ★本村における死者1名 ★損傷家屋145戸 ★流失家屋10戸 ★田畑の崩壊450町歩	* 八女工業校設置 * ポンポン軌道黒木まで延長 * 八女津実習女学校創立 * 関東大震災（9月1日）
大正 12年	1923	

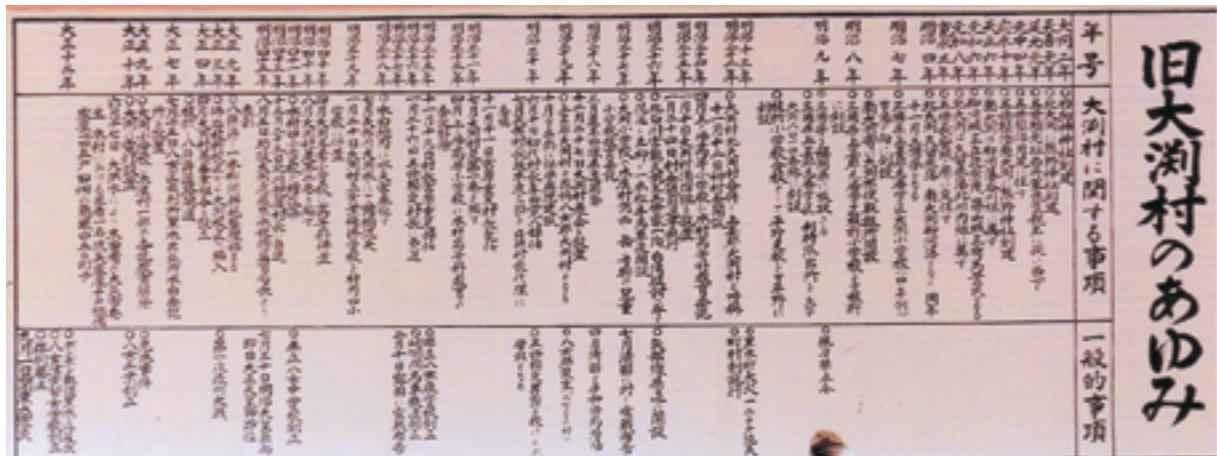
年号	大淵に関する事項	一般的事項
大正14年	1925 ○本村15年間国税完納熊本税務監督局長表彰(9月27日) ○大淵信用購買組合を設立(11月15日)	* ラジオ放送開始 * 黒木実業女学校創立
大正15年	1926 ○私設消防組を廃し公設消防組を設置	* 郡役所廃止
昭和元年	1926 ○大淵青年訓練所を創設大淵小学校に併設(4月) ○枝折尋常小学校に高等科設置(4月)	* 大正天皇崩御(12月25日) * 昭和天皇即位
昭和2年	1927 ○剣持施行森林組合設立(5月5日)	
昭和3年	1928 ○月足施行森林組合設立(5月)	* 御大典記念祝賀大会(11月)
昭和5年	1930 ○収入役水本寛熊本税務監督局長から感謝状(1月3日) ○石割岳森林組合設立	
昭和6年	1931 ○村長北川親蔵全国町村会から表彰 ○大淵村養蚕業組合を改組し大淵村養蚕実行組合となる(12月)	* 満州事変勃発
昭和7年	1932 ○桑鶴に火葬場建設(3月) ○村長北川親蔵辞任(12月)	
昭和8年	1933 ○大淵虎蔵村長当選(2月11日) ○高良菴耕地整理組合設立(2月) ○経済更正指定村を受ける	* 日本は国際連盟脱退
昭和10年	1935 ○大淵郵便局に電話交換事務開始(9月15日) ○八升蔦に製茶工場できる	* 県営黒木高等女学校となる
昭和11年	1936 ○自治功労者表彰規定を制定 ○前村長北川親蔵に対し追弔法要を営み墓碑を贈る(1月16日) ○産業組合下ノ払、佛石倉庫建設	
昭和12年	1937 ○花巡橋をコンクリート橋の架設(4月) ○堀迫に郵便取扱書新設(4月) ○産業組合事務所を佛石に新築	* 支那事変勃発
昭和13年	1938 ○産業組合は渡り上り集荷場、無田・藤木に木炭置き場を設置(3月) ○吉野迫耕地整理組合設立(4月) ○立石耕地整理組合設立(8月) ○大淵村木炭組合を設立(11月)	
昭和14年	1939 ○大淵村警防団を組織第1分団から第4分団に編成 ○田向耕地整理組合設立(7月) ○30ヶ年間国税完納により熊本税務監督局長から表彰(11月3日) ○日向神〜横手〜古敷岩屋林道開設	
昭和15年	1940 ○大淵村青果物統制組合設立 郡統制組合の代行を開始す ○紀元二千六百年式典に男爵五條頼次、村長大淵虎蔵参加(11月10日)	* 八女郡青果物統制組合設立 * 経済統制の強化により諸物資切符制となる(7月)
昭和16年	1941 ○藤木橋コンクリート脚に架設(3月) ○松瀬〜平野間道路開設 ○産業組合佛石、下ノ払木炭倉庫建設(5月) ○大淵村森林組合設立(8月21日)	* 小学校を国民学校(4月) * 米穀通帳制度(6月1日) * 米国・英国に対し宣戦布告(12月8日)
昭和17年	1942 ○愛国婦人会国防婦人会を統合し大日本婦人会大淵支部発足(3月) ○大淵村養鶏組合設立(4月1日) ○シンガポール陥落 全村民大淵公園に於いて祝賀会を催し必勝祈願を行う	* 衣料品切符制度(2月1日) * 八女区裁判所廃止(7月1日) * 福岡県農業会八女支部設立(12月31日)
昭和18年	1943 ○自作農設立開墾事業40町歩、水路改良事業1,521間実施(13~18) ○大淵村木炭組合農林大臣より表彰(5月15日) ○管理米抛出先達の感謝大会(7月11日) ○大淵村農業報国団、同勤労報国隊、同増産報国推進隊の結成式(8月31日) ○40年間国税完納による本村納税組合は熊本税務局長より表彰(11月1日) ○昭和17年産米抛出の功により末廣半太郎は農林大臣より表彰(11月22日) ○大淵村青少年団の結成式(12月9日) ○林道平野線完工す(12月)	
昭和19年	1944 ○大淵村国民健康保険組合事業開始(1月1日) ○永年治山治水に尽くした功績により帝国治山治水教会より表彰(2月11日) ○大淵村農業会設立(3月)	
	1923 ○大淵国民学校に併設した青年学校を独立し大淵村立青年学校と改称(4月1日) ○昭和15年夏の洪水による藤木橋・椎窓橋の災害復旧工事の竣工(5月14日) ○岡山飛行場建設による就労者延6,101名(12月31日)	
昭和20年	1945 ○国土防衛のための西部第20922部隊大淵小隊編成(4月30日) ○60歳以下の男子、45歳以下の婦女子全員を以て国民義勇隊を結成(6月8日) ○国民義勇隊結成に伴い大日本婦人会大淵支部解散式(7月15日) ○八女郡内各学校に奉安の御真影並びに教育勸諭書を五條男爵家の宝物殿に38校分奉還(8月2日) ○今時戦争に対し本村在籍者に招集又は徴募せられた者(12月31日) 陸軍462名、海軍145名、計607名	* 広島に原子爆弾(エノラゲイ)(8月6日8時15分) * ソ連宣戦布告(8月8日) * 長崎に原子爆弾(8月9日11時02分) * 大東和戦争終結の聖断下る(8月15日正午玉音放送)
昭和21年	1946 ○農業団体法の改正に伴い農業委員会役員の直接選挙執行(3月10日) ○銃後奉公会を廃し、同胞後援会大淵村支部と称す(4月1日) ○復員者及び遺家族の慰安会を大淵公園で開催(4月3日)	

年号	大淵に関する事項	一般的事項
昭和21年	1946 ○村立高等青年学校 校舎建設落成 (6月26日) ○大淵村国民健康保険組合の業務が一時休止となる (8月31日) ○八女区裁判所大淵出張所庁舎落成 (10月22日) ○村長大淵虎蔵退職 (10月23日)	* 学校教育法公布に伴い、従前の国民学校を小学校と改め、青年学校を廃止す (3月31日)
昭和22年	1947 ○農地委員会委員選挙 (2月25日) ○鉄道矢部線測量のため入村 (2月7日) ○首長選挙執行により樋口友吉村長に当選 (4月5日) ○学制改革により新制中学校として大淵中学校開校 (4月16日) ○大淵村農業委員会理事選挙 (4月28日) ○村議会議員選挙並びに県議会議員選挙執行 (4月30日) ○大淵中学校 校舎建築落成式 (7月20日) ○警防団を解散し大淵村消防団を結成 (8月30日) ○昭和5年就任の名誉助役五條頼次退職 (9月7日) ○食料統制委員会設置 (9月23日) ○大淵村公民館設立 (10月9日) ○公民館に連合軍の社会教育家ライマンを招き村民懇談会開催 (10月21日) ○明治38年収入役就任の水本寛退職 (11月8日)	* 部落会・隣組の下部組織は廃止、従前の部落会長は区長を改め駐在員となる (4月1日) * 日本国憲法を公布 (5月3日)
昭和23年	1948 ○大淵村公民館主催により結婚改善を村内に申し合わせた (3月15日) ○農業会を解散し大淵村農業協同組合設立懇談会開催 (4月3日) ○矢部川発電所直接配電を開始 (7月15日) ○第1回成人式 (7月25日) ○村内の自転車、リヤカーの登録実施 (8月10日) ○石転村村有林全焼 (8月13日) ○第1回赤ん坊大会 (8月25日) ○村農業調整委員会委員選挙 (11月30日) ○農地委員会による農地売渡式 (12月26日)	
昭和24年	1949 ○大淵中学校建設費に充当するため広川原の村有林立木払下入札 (1月20日) ○堀迫地内に久留米水天宮を奉社 (5月7日) ○大淵中学校 校舎新築工事竣工落成式 (5月10日) ○役場庁舎新築のため大淵中学校旧校舎に役場位置を移転 (10月22日)	* 衆議院議員総選挙並びに最初の最高裁判所裁判官国民審査執行 (1月23日) * 天皇陛下九州ご巡幸の途、八女奉迎場たる羽犬塚町に成らせられる * 日向神一帯を矢部川公園に指定 (5月13日)
昭和25年	1950 ○中学校堤防工事竣工 (11月13日) ○林道剣持線を県営に移管促進期成同盟を結成 (1月19日) ○冬野地区の電灯架設工事完了落成式、全村無電灯地区の解消 (3月8日) ○役場庁舎新築工事竣工落成式 (5月3日) ○堀迫局電話開通工事完了通話式 (6月16日) ○ハワイ島在住の本村出身者より320ドルの寄付金を受け橋梁コンクリート階段建設工事費に充当 (11月5日)	* 朝鮮動乱勃発 (6月26日) * 警察予備隊設置 (9月23日) 本村より志願30有余名 * 毎日新聞社主催による全国観光と百選人気投票の結果「景勝地日向神:溪谷の部」入選 (11月7日)
昭和26年	1951 ○村内各小中学校に校内放送施設を寄贈した本村出身県議堀川久助に感謝状贈呈 (1月9日) ○大淵産業振興展を開催 (2月24日) ○西尾円吉助役退任 (5月8日) ○八升蒔に大火災発生、全焼16世帯39棟 (5月11日14時) ○第四消防団 (本田) に初めてガソリンポンプ導入 (9月10日) ○大淵茶業振興会結成 (9月17日) ○大淵村酪農組合結成 (3月3日) ○八女東部町村長会・同議会議長を以て「日向神ダム建設反対期成同盟会」を結成 (3月14日) ○岳・弓掛の希望生徒大淵中学校へ通学 (3月31日) ○福岡県森林土木事務所庁舎新築工事竣工 (7月18日) ○大淵村茶業振興会主催による第1回製茶品評会開催 (7月28日) ○大淵中学校 校舎東側に改造建設中大淵村駐在所竣工 (9月13日) ○大淵村教育委員会委員選挙：無投票 (10月5日) ○大淵中学校長住宅竣工 (12月15日)	* 日向神ダム建設のため県に於いて航空調査等開始 (8月11日) * 講和会議調印式、同時に日本安全保障条約締結 (9月9日)
昭和27年	1952 ○八女東部町村長会・同議会議長を以て「日向神ダム建設反対期成同盟会」を結成 (3月14日) ○岳・弓掛の希望生徒大淵中学校へ通学 (3月31日) ○福岡県森林土木事務所庁舎新築工事竣工 (7月18日) ○大淵村茶業振興会主催による第1回製茶品評会開催 (7月28日) ○大淵中学校 校舎東側に改造建設中大淵村駐在所竣工 (9月13日) ○大淵村教育委員会委員選挙：無投票 (10月5日) ○大淵中学校長住宅竣工 (12月15日)	* 湯ノ瀬地内に温泉旅館「溪仙荘」を建設：経営者堀川バス (4月25日)
昭和28年	1953 ○早朝から降雨 川の水位本年最高を示す 22時頃仏石の山林崩壊後、家屋1戸倒壊一家8人下敷きとなる 消防団により雨中救出する (6月5日) ○梅雨末期の豪雨激しく60年来の大洪水となり西日本一帯は未曾有の被害を受ける 特に、昨年竣工した大淵中学校 校舎、同校長住宅、大淵巡査駐在所、八女森林土木事務所等中学校一帯が流出す村内の道路は寸断され各所に被害続出 (6月26日) ○洪水対策のため臨時村議会招集 (6月28日) ○村教育委員会を招集し中学校の分散授業に関して協議 (6月29日) ○役場前と堀迫の二箇所にケーブル式渡河施設を設置 (6月30日) ○災害復旧のため久留米駐屯の保安隊柳中隊長以下78名出動 (7月6日) ○大淵中学校敷地問題について村議会等で再三協議を重ねたが難航す (9月) ○日向神ダム建設のため杉本県知事一行現地に来る (10月10日) ○日向神ダム建設の件につき杉本知事来村 (12月25日)	* 北川内町町政施行記念式典 (10月1日)

年号	大淵に関する事項	一般的事項
昭和29年	1954	* 町村合併促進法により郡内は次のとおり合併市町村誕生 (4月1日) 八女市：福高町・忠見村・川崎村・岡山村の一部 筑後市：羽犬塚町・水田村・古川村・岡山村の一部 黒木町：黒木町・豊岡村・串毛村・木屋村・笠原村 * 国鉄矢部線にディーゼルカー運転祝賀会(11月15日)
	○村公営住宅新築工事竣工(1月14日) ○村長樋口友吉議会に辞表提出(2月1日) ○中学校校舎残存部分を運動場に曳き移築する(2月2日) ○助役西尾円吉が村長代理助役に就任(2月21日) ○中学校校地問題について郡出身の四県会議員、八女地方事務所長、八女教出張所長による調停成立(3月5日) ○役場前の花巡橋竣工(3月15日) ○英霊之碑建立工事竣工及び慰霊祭(4月2日) ○下の払崖崩れバス不通となり木屋村平～尾龍野間徒歩連絡となる(6月29日) ○大淵村・矢部村の合併は県の計画であり第一回両村合併委員の懇談会開催(7月7日) ○村農業委員会選挙 無投票(7月16日) ○大淵村長再選挙(第五回)執行 前村長樋口友吉無投票当選(8月15日) ○松瀬・小原橋災害復旧工事竣工(8月28日) ○岳為蔵を名誉助役に選任 任期は2年(9月24日) ○松瀬・小原橋災害復旧工事竣工(8月28日) ○岳為蔵を名誉助役に選任 任期は2年(9月24日)	
昭和30年	1955	
	○日向神ダム建設につき両村民説得のため杉本県知事来村(2月5日) ○大淵中学校校舎の災害復旧工事が完工落成式(3月7日) ○大淵村国民健康保険再開(3月10日) ○森林組合事務を役場に委託(4月1日) ○農道ヨシビ～桑鶴線工事完了(8月10日)	
昭和31年	1956	
	○平野小学校改築工事竣工落成式(1月) ○大淵・枝折小学校改築工事竣工落成式(2月) ○県の方針に基づき両村合併委員会を開いたが、矢部村のダム対策が急務などで、その機運熱せず計画成らず ○町村合併促進法の有効期限である明年3月31日までに黒木町と合併することで協議を始める(9月)	
昭和32年	1957	
	○村議会黒木町との合併議決(3月25日) ○閉庁式(3月30日) ○黒木町に合併(3月31日)	

〔注〕 以上は原本襖額を転記し一部修正加筆(H.27(2015).11.29)

昭和45年	1970	○黒木町4中学(黒木・大淵・笠原・豊岡)校統合(4月1日)	
平成9年	1997	○大淵4小学校(大淵・剣持・枝折・平野)統合(4月1日)	
平成21年	2009	○大淵地区自治運営協議会設立(11月12日)	* 崖崩れ・倒木
平成22年	2010	○黒木町は八女市と合併する(2月1日)	
平成24年	2012	○九州北部豪雨災害：八女地区災害甚大(7月11日)	
平成25年	2013	○大淵地区まちづくりアンケート調査(9月)	
平成26年	2014	○黒木町4小学校(黒木・大淵・木屋・笠原)統合(4月1日)	
平成27年	2015	○大淵地区自治運営協議会「大淵地区振興計画書策定委員会」を設置(7月)	
平成28年	2016	○大淵地区振興計画書の策定及び総会での承認(1月) ○大淵地区振興計画書発刊(3月)	



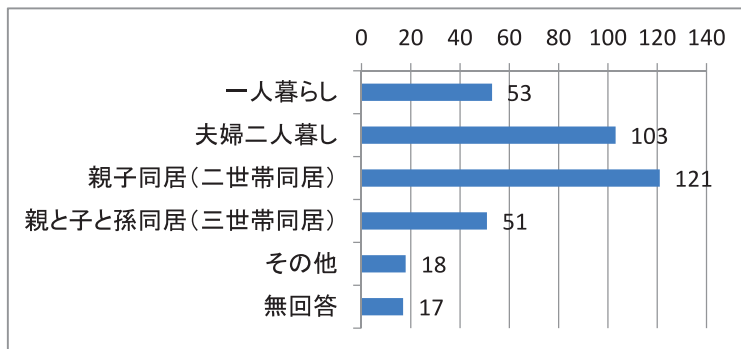
原本襖額の一部(大淵基幹集落センター収蔵)

大淵地区まちづくりアンケート集計

平成25年9月実施
【全地区】

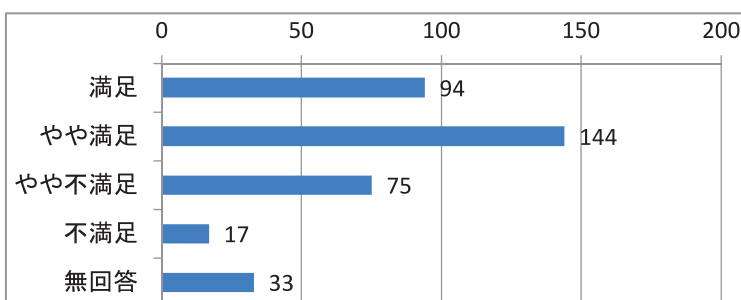
問 1 【世帯構成】

項目	回答数	割合
一人暮らし	53	14.6%
夫婦二人暮らし	103	28.4%
親子同居（二世帯同居）	121	33.3%
親と子と孫同居（三世帯同居）	51	14.0%
その他	18	5.0%
無回答	17	4.7%
合計	363	100.0%



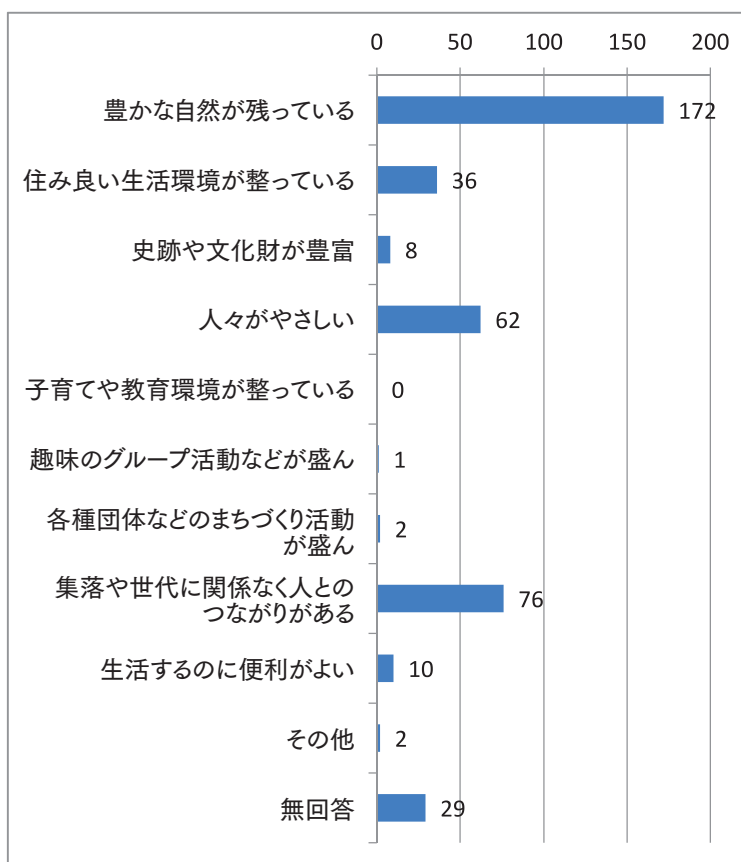
問 2 あなたのお住まいの行政区での暮らしや環境に満足していますか。

項目	回答数	割合
満足	94	25.9%
やや満足	144	39.7%
やや不満足	75	20.7%
不満足	17	4.7%
無回答	33	9.1%
合計	363	100.0%



問 3 大切にしていきたい大淵地区のよさは何ですか。

項目	回答数	割合
豊かな自然が残っている	172	43.2%
住み良い生活環境が整っている	36	9.0%
史跡や文化財が豊富	8	2.0%
人々がやさしい	62	15.6%
子育てや教育環境が整っている	0	0.0%
趣味のグループ活動などが盛ん	1	0.3%
各種団体などのまちづくり活動が盛ん	2	0.5%
集落や世代に関係なく人とのつながりがある	76	19.1%
生活するのに便利がよい	10	2.5%
その他	2	0.5%
無回答	29	7.3%
合計	398	100.0%



◆問3に対する無回答者の割合

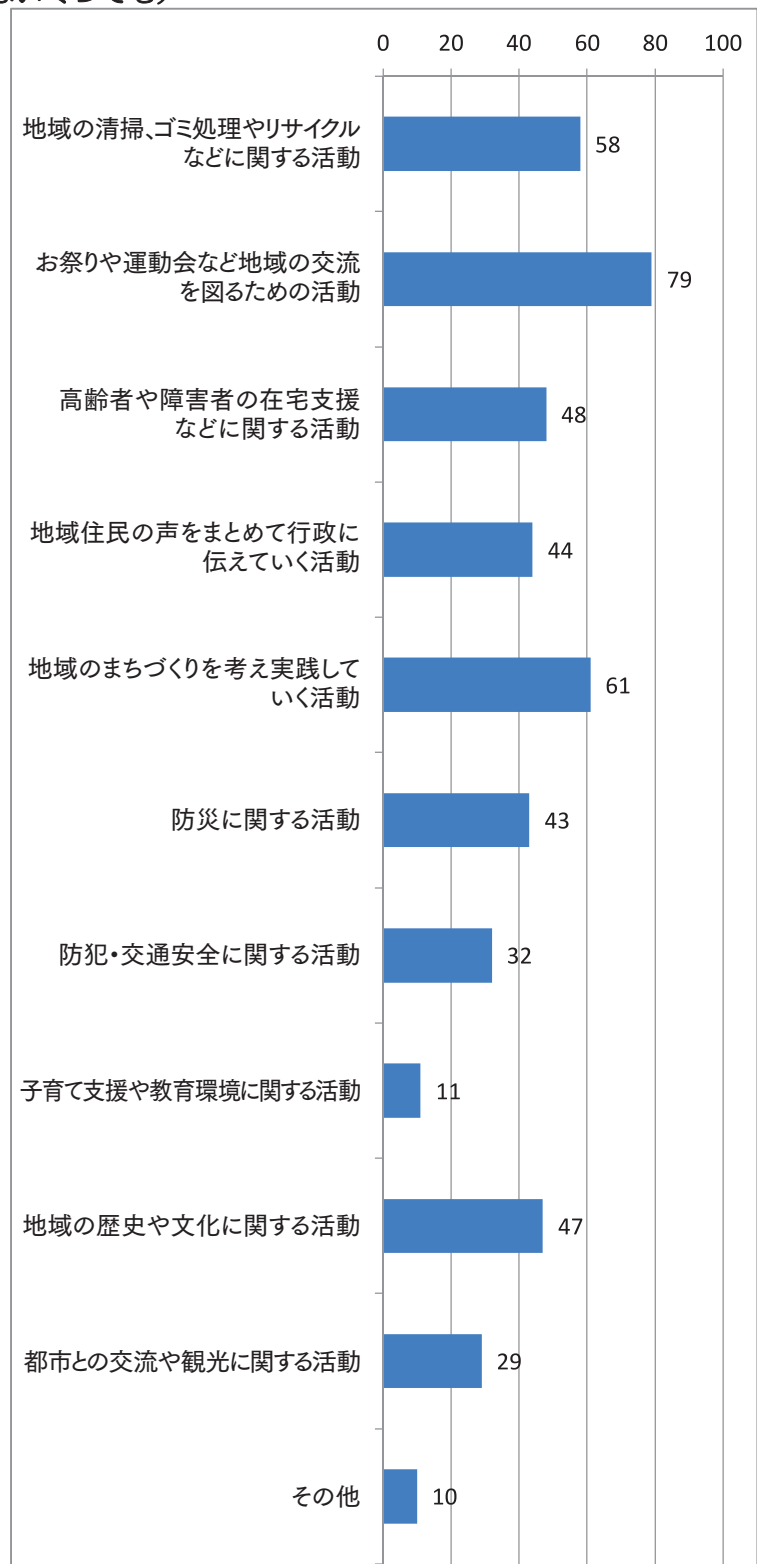
無回答者	29	8.0%
回収数	363	

※回答数は1つに対し、複数回答があるため合計398となっている。

問 4

あなたが今参加したい活動は。(回答はいくつでも)

項目	回答数	割合
地域の清掃、ゴミ処理やリサイクルなどに関する活動	58	12.6%
お祭りや運動会など地域の交流を図るための活動	79	17.1%
高齢者や障害者の在宅支援などに関する活動	48	10.4%
地域住民の声をまとめて行政に伝えていく活動	44	9.5%
地域のまちづくりを考え実践していく活動	61	13.2%
防災に関する活動	43	9.3%
防犯・交通安全に関する活動	32	6.9%
子育て支援や教育環境に関する活動	11	2.4%
地域の歴史や文化に関する活動	47	10.2%
都市との交流や観光に関する活動	29	6.3%
その他	10	2.2%
合計	462	100.0%



◆問4に対する無・回答者の割合

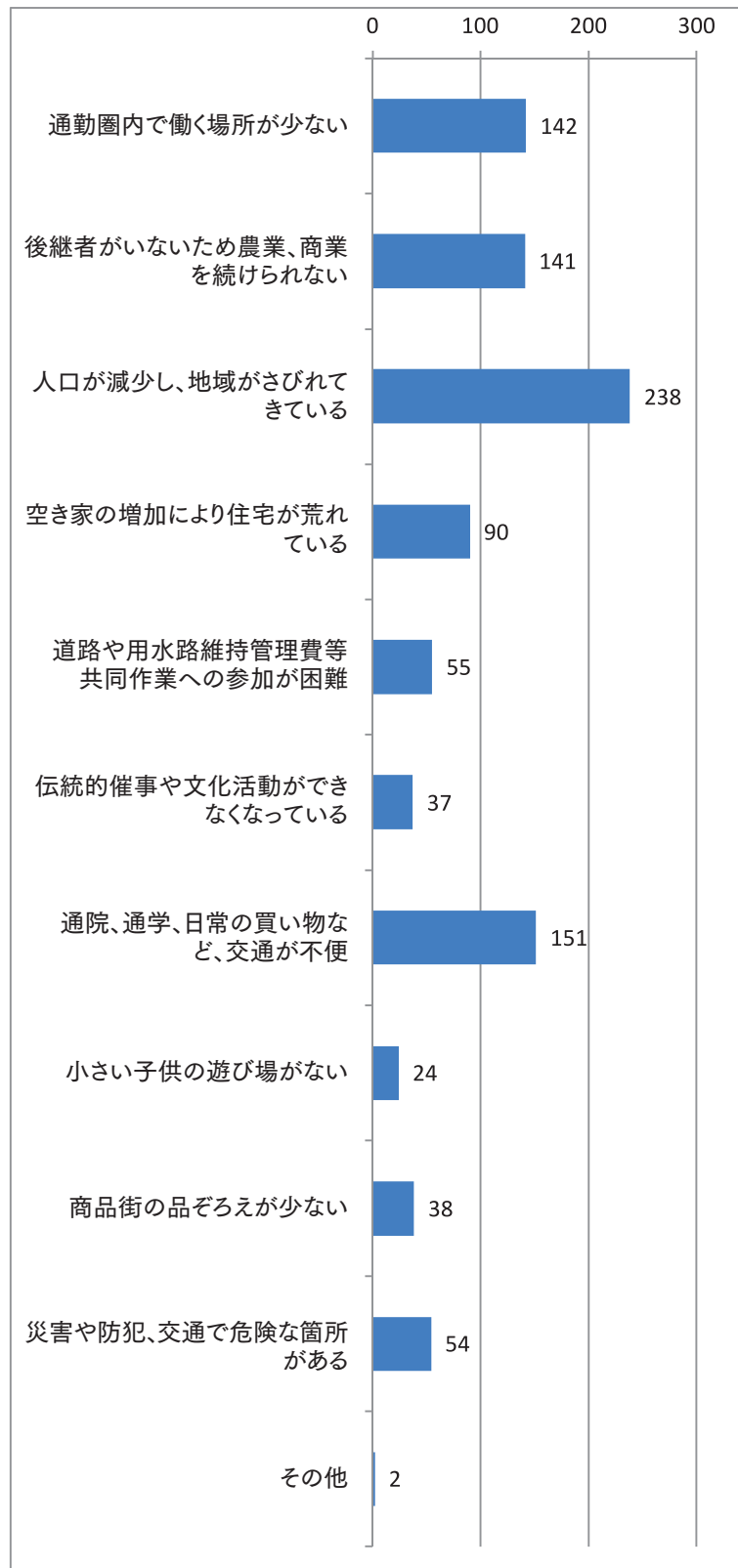
回収数	363	
無回答者	101	27.8%
回答者	262	72.2%

※回答者262人が462件を回答

問 5

大淵地区で生活を維持する上で、不便や不安を感じることは何ですか。（回答はいくつでも）

項目	回答数	割合
通勤圏内で働く場所が少ない	142	14.6%
後継者がいないため農業、商業を続けられない	141	14.5%
人口が減少し、地域がさびれてきている	238	24.5%
空き家の増加により住宅が荒れている	90	9.3%
道路や用水路維持管理費等共同作業への参加が困難	55	5.7%
伝統的催事や文化活動ができなくなっている	37	3.8%
通院、通学、日常の買い物など、交通が不便	151	15.5%
小さい子供の遊び場がない	24	2.5%
商品街の品ぞろえが少ない	38	3.9%
災害や防犯、交通で危険な箇所がある	54	5.6%
その他	2	0.2%
合計	972	100.0%



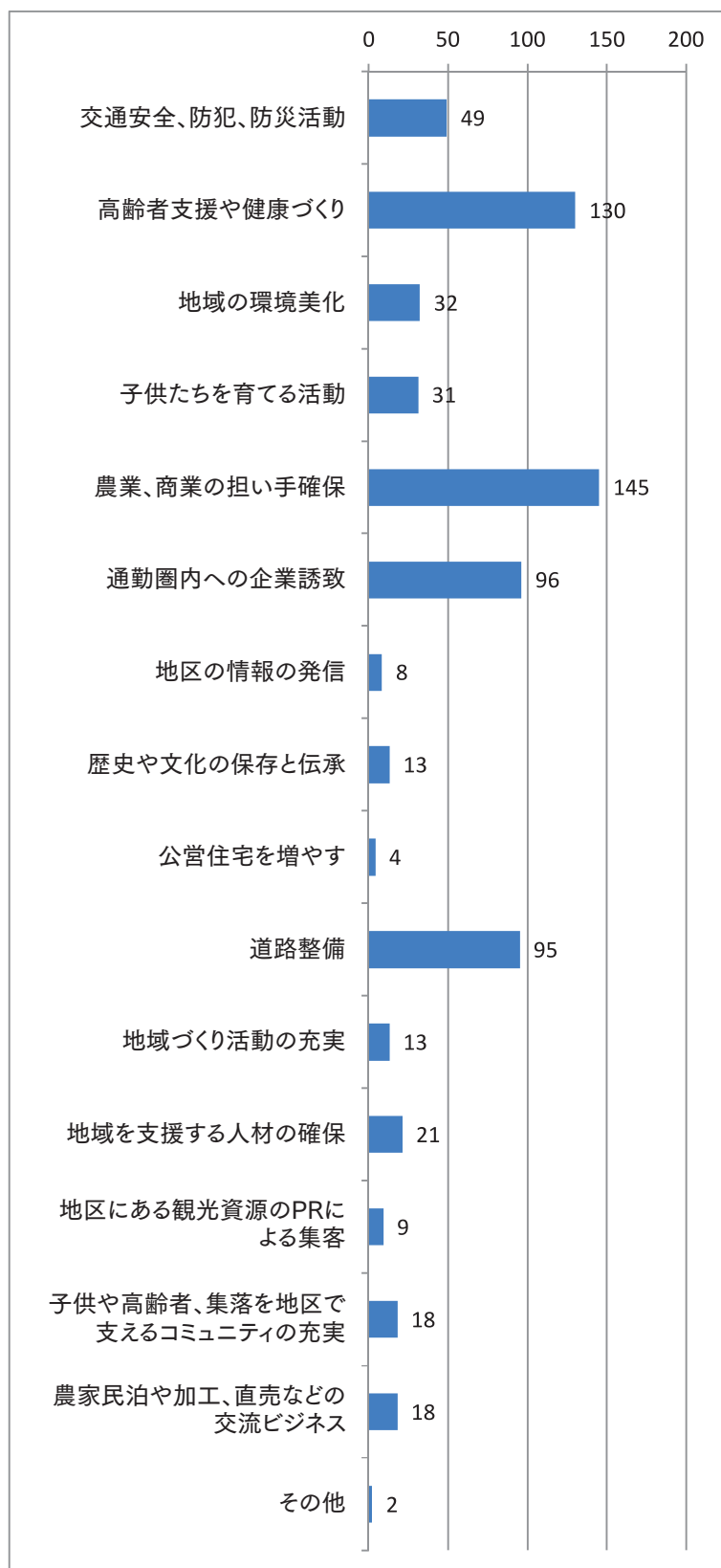
◆問5に対する無・回答者の割合

回収数	363	
無回答者	21	5.8%
回答者	342	94.2%

※回答者342人が972件を回答

問 6
大淵地区では何が課題だと思いますか。(回答は3つ)

項目	回答数	割合
交通安全、防犯、防災活動	49	7.2%
高齢者支援や健康づくり	130	19.0%
地域の環境美化	32	4.7%
子供たちを育てる活動	31	4.5%
農業、商業の担い手確保	145	21.2%
通勤圏内への企業誘致	96	14.0%
地区の情報の発信	8	1.2%
歴史や文化の保存と伝承	13	1.9%
公営住宅を増やす	4	0.6%
道路整備	95	13.9%
地域づくり活動の充実	13	1.9%
地区を支援する人材の確保	21	3.1%
地区にある観光資源のPRによる集客	9	1.3%
子供や高齢者、集落を地区で支えるコミュニティの充実	18	2.6%
農家民泊や加工、直売などの交流ビジネス	18	2.6%
その他	2	0.3%
合計	684	100.0%



◆問6に対する無・回答者の割合

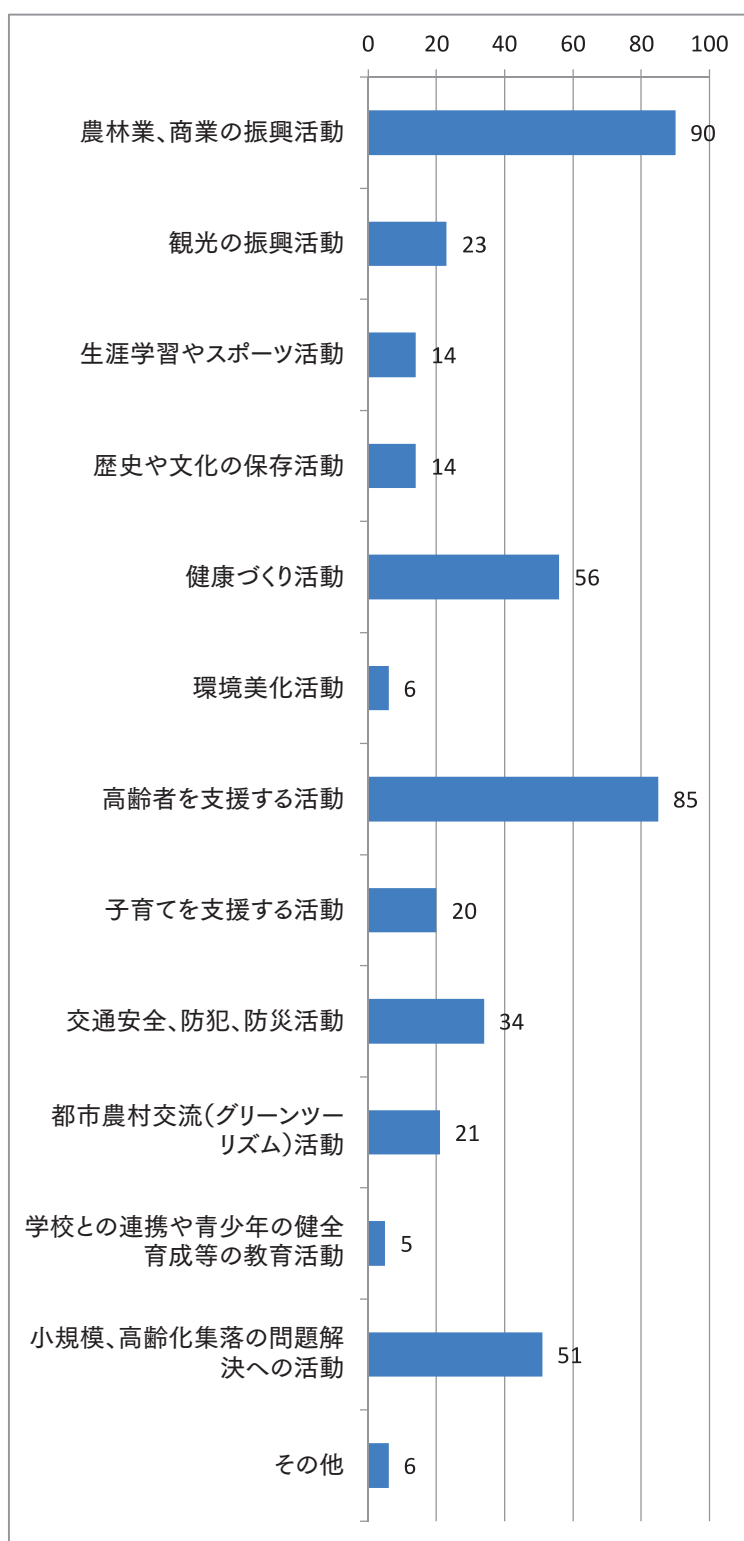
回収数	363	
無回答者	63	17.4%
回答者	300	82.6%

※回答者300人が684件を回答

問 7

大淵地区の活性化や安心して暮らせるまちづくりを行っていくためには、どのような活動に力を入れて行けば良いと思いますか。（回答は3つ）

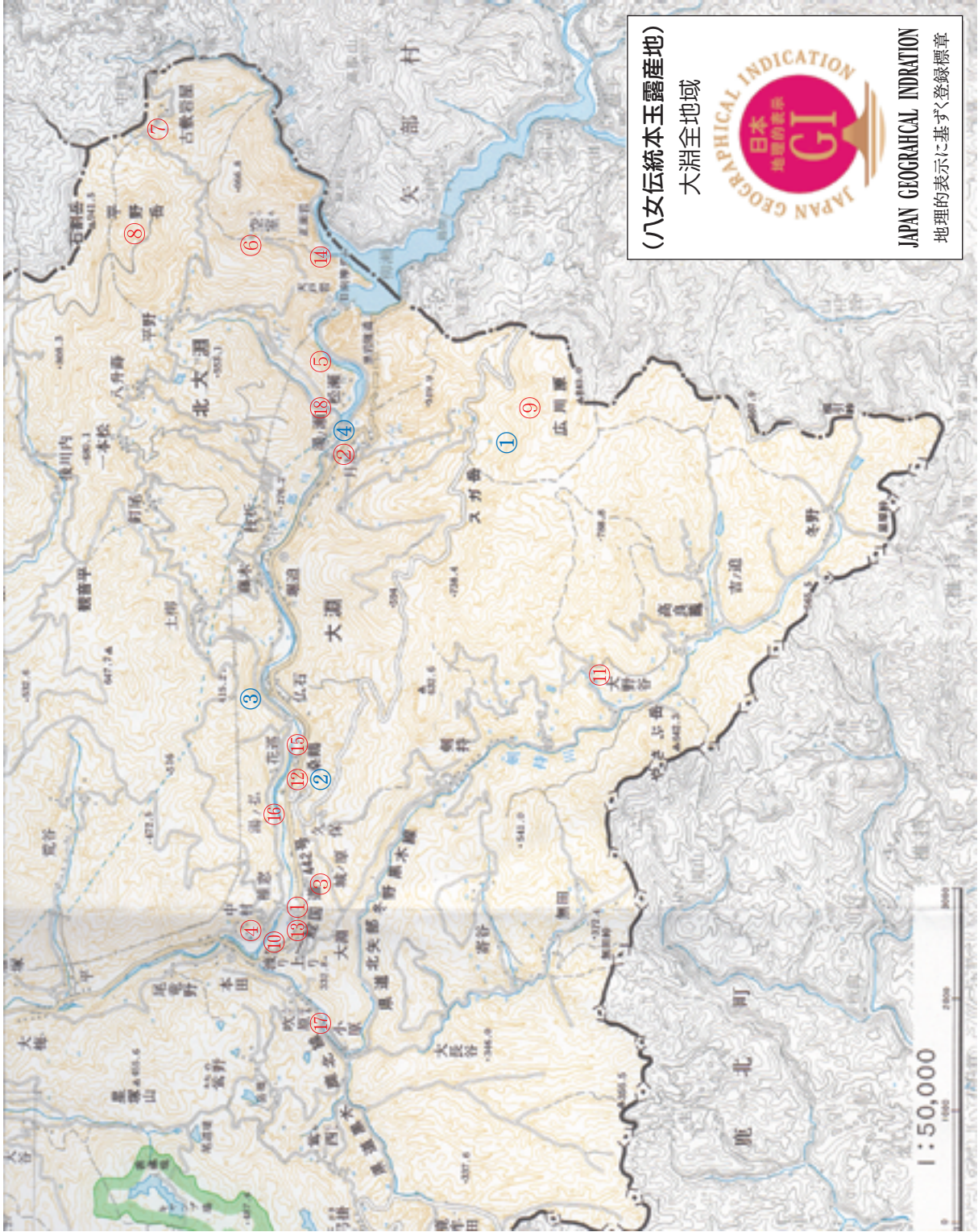
項目	回答数	割合
農林業、商業の振興活動	90	21.2%
観光の振興活動	23	5.4%
生涯学習やスポーツ活動	14	3.3%
歴史や文化の保存活動	14	3.3%
健康づくり活動	56	13.2%
環境美化活動	6	1.4%
高齢者を支援する活動	85	20.0%
子育てを支援する活動	20	4.7%
交通安全、防犯、防災活動	34	8.0%
都市農村交流（グリーンツーリズム）活動	21	4.9%
学校との連携や青少年の健全育成等の教育活動	5	1.2%
小規模、高齢化集落の問題解決への活動	51	12.0%
その他	6	1.4%
合計	425	100.0%



◆問7に対する無・回答者の割合

回収数	363	
無回答者	152	41.9%
回答者	211	58.1%

※回答者211人が425件を回答



(八女伝統本玉露産地)
大淵全地域

JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION
日本地理的表示
GI

JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION
地理的表示に基づく登録標章

大淵地区全図

(書き込み内容)
〈文化・景観等〉

- ① 五條家
- ② 日向神社 (月足)
- ③ 南大淵熊野神社
- ④ 北大淵熊野神社
- ⑤ グリーンパル日向神峡
- ⑥ 空室(うつろ)
- ⑦ 古敷岩屋(こしきいわや)
- ⑧ 平野岳
- ⑨ 広川原(杉木立の美)
- ⑩ 書家：黒田寛次郎生家
(黒木町名誉町民)
- ⑪ 直木賞作家：
安部龍太郎生家
- ⑫ 大淵基幹集落センター
- ⑬ 大淵体験交流施設
- ⑭ 日向神峡
- ⑮ 蛸の乱舞地(花巡り)
- ⑯ 蛸の乱舞地(湯の払)
- ⑰ 蛸の乱舞地(吹香)
- ⑱ 蛸の乱舞地(松瀬)

〈湧水管所〉

- ① 広川原山林入り口
(最高水質)
- ② 桑鶴からの基幹道路
- ③ 花巡(蛸の命水)
- ④ 湯の瀬(アトピー効果)
(注：個人敷地)

大淵地区人口分布

(全人口数:1,264人) 平成27年4月30日現在

男(597)	年齢	女(667)
	105以上	
♂229(36.9% : 人口比率) (65歳以上)	101以上	♀337(50.5% : 人口比率) (65歳以上)
	96~100	
7	91~95	21
22	86~90	46
53	81~85	61
45	76~80	95
40	71~75	48
62	65~70	59
↓	61~64	49
↓	56~60	51
↓	51~55	40
♂323(54.9%) (15~64歳)	46~50	38
	41~45	19
	36~40	13
	31~35	20
	26~30	20
	21~25	21
	15~20	22
♂36(6.1%) (出生~14歳)	11~14	10
	06~10	12
	00~05	15
1	出生者	3

各行政区の諸行事一覧

大淵地区振興計画書を作成するに当たり、「各行政区の諸行事」をまとめました。
 これまで「営々と築き上げられた先人の思いや地域の営み」が、これからも後世に継承されることを願いつつ掲載しています。

行政区	隣組	行 事 名	時 期
月 足 行 政 区	材 木	日向神社神事：夏越（茅の輪くぐり） 祇園祭 お観音さんよど（豆もらい） 日向神社：風流 日向神社例祭 どんどん焼き 隣組総会（旅行）	7月1日 7月14日 7月17日 10月14日 12月5日 1月 2月
	下 月 足	日向神新四国巡礼お接待（弘法山寺） 年度末隣組総会（旅行）	春・秋お彼岸 2月
	上 月 足	日向神社：夏越（茅の輪くぐり） 祇園祭 観音祭 日向神社：願成就（神事） 隣組総会（日帰り旅行）	7月1日 7月14日 7月17日 10月 2月
	中 月 足	ふれあい花見 日向神社：夏越（茅の輪くぐり） 日向神社：風流 日向神社例祭：神事	4月 7月14日 10月14日 12月5日
	松 瀬	松瀬稲荷：初午 日向神社神事：夏越・願成就・茅の輪くぐり 日向神社例祭：神事・しめ縄打ち 岩玉稲荷	2月と8月の初午 7月と10月 12月5日
	堀 迫	水天宮祭 天満宮祭 隣組総会（懇親会：日帰り温泉）	4月5日 10月15日 1月～2月
	北 大 淵 行 政 区	枝 折	日向神新四国巡礼お接待 各よど詣り（大明神さま・観音さま・地藏さま） 願成就 山の神祭 天満宮例祭：神事・村祭り お宮一日詣り 左義長 隣組総会（村算用） 初午さん
藤 木		宮詣り 願成就 願立て	毎月1日 9月下旬 1月
土 柳		無病息災祈願百万遍（お念珠） 天満宮：願立て（五穀豊穡）	6月下旬 6月下旬～7月上旬

行政区	隣組	行 事 名	時 期
北大淵行政区	土	英彦山権現さまよど 観音さまよど 弘法さまよど 天満宮さまよど 天満宮：願成就 天満宮例祭：神事 お講 村計算（隣組総会） どんどん焼き 権現様まつり	7月14日 7月17日 7月20日 7月24日 9月25日 12月14日 毎月20日 1月上旬 1月上旬 3月15日
	柳	お宮一日籠り 弘法大師祭り 日向神新四国巡礼お接待 願立て 観音さんよど 弘法さんよど 地藏さんよど 無縁墓地掃除 願成就 村祭り神事	毎月1日 4月・8月 春・秋お彼岸 6月 7月17日 7月20日 7月23日 8月・12月 9月 12月9日
東行政区	古敷岩屋	弘法さん：新年の挨拶 弘法さん：おこもり 弘法大師祭：日向神新四国巡礼お接待 彦山祭	元日 1月・6月・9月 春・秋お彼岸 2月15日
	平野	日向神新四国巡礼お接待 天満宮：夏越 祇園祭り：しめ縄打ち 天満宮：お宮掃除 天満宮：神事・願成就 金比羅さん 天満宮例祭：神事・しめ縄打ち（村祭り） 天満宮掃除 帳祝い 天満宮神事：願立て	春・秋お彼岸 7月1日 7月14日 8月6日 9月25日 11月10日 12月8日 12月26日 1月11日 3月25日
	八升蒔	日向神新四国巡礼お接待 村祭り（八幡宮願立て） 村祭り（祇園祭） 村祭り（八幡宮願成就） 村祭り（山の神祭） 八幡宮祭神事 八幡宮おこもり 11日計算	春・秋お彼岸 6月第4日曜日 7月14日 9月下旬 10月7日 10月19日 12月31日 1月11日
	一本松	日向神新四国巡礼お接待 天満宮：願立て 天満宮：願成就 天満宮例祭：神事・村祭り（山の神神事） 隣組総会	春・秋お彼岸 3月お彼岸 9月お彼岸 12月6日 1月11日
剣持行政区	剣持	お観音よど 天満宮よど 村計算（お盆・正月精算）	7月17日 7月24日 8月と12月

行政区	隣組	行 事 名	時 期
剣持行政区	上・下組	わちあけ（小径草刈り作業） 五條家御旗祭り参加（公家謡奉納） 天満宮祭・神事 どんどん焼き 春まつり（橋本右京貞原先祖まつり）	9月 9月秋分の日 12月14日 1月第2日曜日 春分の日
	高良籠	春まつり 天満宮祭・神事 新年祝賀 観音さま十七夜	4月 12月3日 1月 7月17日
吹原行政区	西谷	日向神新四国巡礼お接待 疫病払い（神塚山根ざらい） お観音さまよど 天満宮さんよど 鬼火たき 天満宮例祭・神事・しめ縄打ち・村祭り	春・秋お彼岸 7月初旬 7月17日 7月24日 1月 2月25日
	鹿牟田	日向神新四国巡礼お接待 天満宮祭：しめ縄打ち 山の神神事：村祭り	春・秋お彼岸 9月23日 12月16日
	上下吹原	日向神新四国巡礼お接待 疫病払い（神事） 観音様よど 不動尊祭り（不動尊・稲荷神社：しめ縄打ち）	春・秋お彼岸 6月下旬 7月17日 9月28日
	小原	日向神新四国巡礼お接待 観世音菩薩祭り 弘法大師祭り 村祭り（山の神・川の神 神事） 年度末隣組長替わり総会	春・秋お彼岸 7月17日 8月21日 12月16日 3月
	鶯野	疫病払い神事 願成就神事 隣組総会 天満宮例祭：神事 隣組初寄り	7月第1日曜日 10月 12月第1日曜日 12月7日 元日
無田行政区	無田	先祖祭り 天満宮例祭：神事 お稲荷様 山の神祭り 先祖供養	7月中旬 11月11日 11月20日 12月16日 2月下旬
	寄谷	お観音さま 山の神例祭：しめ縄打ち	7月17日 1月16日
	紺の迫	天満宮例祭：神事 観音さま十七夜	11月11日 7月17日
大淵中央	仏石	山道草刈り作業 天満宮よど 天満宮（願成就） 天満宮例祭（山の神）：神事・しめ縄打ち	7月・9月 7月24日 9月25日 12月2日

行政区	隣組	行 事 名	時 期
大淵中央行政区	仏石	天満宮願立て 観音さま：十七夜 地藏尊	1月25日 7月17日
	桑鶴	願立て 観音さま：十七夜 願成就 山の神様祭：神事 鬼火焚き・村計算 初午さん 先祖祭り	6月 7月17日 9月 12月16日 1月第2日曜日 2月牛の日 3月
	津留用木	日向神新四国巡礼お接待 よど 天満宮：願成就 村祭り 天満宮正月前清掃：しめ縄打ち 天満宮：願立て 隣組別れ	春・秋お彼岸 7月24日 9月23日 12月15日 12月30日 1月25日 3月10日
	花巡り	日向神新四国巡礼お接待 観音様よど 秋の初午さん・秋のお彼岸おこもり 山の神様・天満宮様・稲荷神社：神事・村祭り 鬼火焚き 観音祭り・新年会 春の初午さん 春のお彼岸おこもり	春・秋お彼岸 7月第3日曜日 9月第3日曜日 12月第2日曜日 1月第2日曜日 1月第3日曜日 2月第1日曜日 3月第3日曜日
	湯の払	願立て 願成就 白鳥神社例祭：神事・しめ縄打ち・村祭り	6月最後の日曜日 10月第1日曜日 12月13日
大淵行政区	渡り上り	日向神新四国巡礼お接待 祇園祭（神事）境内整備・しめ縄打ち・諸準備 お観音様よど 清正公祭（神事）境内整備・諸準備 村祭り（山の神さま・川の神さま 神事）直会 須賀神社新年を迎えるための竹灯作り及び清掃・諸準備 隣組総会	春・秋お彼岸 7月14日 7月17日 8月23日 12月1日 12月末 年度末
	上本田	水天宮講 水天宮大祭（神事） 水天宮しめ縄打ち 水天宮しめ縄打ち 隣組総会	水天宮神事等合同 毎月1日 4月5日 12月下旬 年度末
	下本田	水天宮大祭（神事） 水天宮しめ縄打ち 隣組総会 観音さまよど：隣組親睦会	
	尾龍野	毘沙門天さんよど お観音さんよど お地藏さんよど 社日さん 八千鎗神社例祭：神事・村祭り 毘沙門天初詣り・新年会：しめ縄打ち	7月12日 7月17日 7月23日 9月・3月 12月12日 元日

行政区	隣組	行 事 名	時 期
大 淵 行 政 区	城 の 原	日向神新四国巡礼お接待 疫病払い 社日祭：神事 五條家御旗祭り：地元支援：準備・接待 山に神祭：神事 隣組総会・親睦会旅行	春・秋お彼岸 6月30日 9月 9月秋分の日 11月16日 3月第2土曜日
	本 村	祇園祭 秋彼岸納め・村山道整備 山の神・川の神・示現さん・田の神：神事・しめ縄打ち・村祭り 隣組総会	7月14日 秋の彼岸 11月27日 3月末
	久 保	日向神新四国巡礼お接待 疫病払い	春・秋お彼岸 6月末
	湯 の 向	日向神新四国巡礼お接待 お地藏さん祭り：よど 山の神様・水神様：神事・しめ縄打ち・村祭り 隣組総会	春・秋お彼岸 7月23日 12月1日 年度末
	椎 窓	日向神新四国巡礼お接待 御願成就祭：しめ縄打ち お堂夜燈祭（よど） 天満宮夜燈祭（よど） 山の神様・川の神様・天満宮例祭：神事・隣組総会・村祭り お観音講（女性のみ） 先祖供養 社日祭	春・秋お彼岸 7月1日 7月23日 9月 12月11日 毎月17日 1月7日 3月
	中 村	観音講・数珠回し（弘法大師） 天満宮祭神事よど・清掃・諸準備 熊野神社（夏越神事） 熊野神社祭（願立て・御成就）しめ縄打ち 山の神様・川の神様・天満宮例祭：神事・村祭り 熊野神社 新年を迎える準備	4月～毎月 7月23日～24日 8月1日・30日 10月15日 11月25日 12月末
	坊	日向神新四国巡礼お接待 熊野宮願立て 観音さまよど 山の神・水の神様神事（村祭り）しめ縄打ち 什長送り 観音講	春・秋お彼岸 7月第1日曜日 7月17日 11月26日 3月初旬 毎月17日ころ
	下 の 払	村算用・盆算用 山の神・水の神様神事（村祭り）しめ縄打ち 観音講	3月・8月 11月29日 毎月
備 考			

大淵地区自治運営協議会規約

議決 平成 21 年 11 月 12 日
認可 平成 21 年 11 月 20 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本会は、住民自らが自治の精神に則り、その知恵と行動力を結集し、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 住民自らの決定と責任による地域づくりに関すること。
- (2) 次世代の幸福を考えた将来計画づくりに関すること。
- (3) ふれあいを大切にした交流の場づくりに関すること。
- (4) 人・暮らし、自然、文化、歴史・農林業等を活用した地域づくりに関すること。
- (5) 人を大切にし、ふれあいの輪が広がる優しさあふれる地域づくりに関すること。
- (6) 保有財産の適正な維持管理に関すること。

(名称)

第 2 条 本会は、大淵地区自治運営協議会と称する。

(区域)

第 3 条 本会の区域は、福岡県八女市黒木町大淵 1 番地から 9924 番地 4 まで及び福岡県八女市黒木町北大淵 1 番地から 8576 番地 2 までの区域とする。

(事務所)

第 4 条 本会の事務所は、福岡県八女市黒木町大淵 2691 番地 1 に置く。

第 2 章 会員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、第 3 条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第 6 条 会員は、総会において別に定める世帯ごとの会費を納入しなければならない。

(入会)

第 7 条 第 3 条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第 8 条 会員が、次の各号の一つに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第 3 条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 会員より別に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第 3 章 代議員

(代議員の選出)

第 9 条 会員の属する行政区連絡班ごとに、会員の互選により代議員を 1 名選出する。

(代議員の権能)

第 10 条 代議員は、総会に出席し表決を行う権能を有する。

第 4 章 理事

(理事の選任)

第 11 条 本会に、理事を置く。

- 2 理事は、大淵地区に存する別表に定める団体から、同表に掲げる定数を選出する。

(理事の任期)

第 12 条 理事の任期は、別表に定める団体の任期とする。

- 2 理事は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 5 章 監事

(監事の選任)

第 13 条 監事は、理事の中から互選により 2 名選出する。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及び専門部会の長の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- 2 前項第 3 号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の召集を請求することができる。

(監事の任期)

第 15 条 監事の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 監事は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 6 章 役員

(役員の種類)

第 16 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名以内
- (3) 専門部会の長 10 名以内

(役員を選任)

第 17 条 会長は、理事会において会員の中から選出し、副会長は、理事の中から推薦を得て会長が指名する。

2 専門部会の長は、専門部会に属する理事の互選により選出する。

3 会長、副会長及び専門部会の長は、監事を兼ねることはできない。

(役員職務)

第 18 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専門部会の長は、第 1 条に掲げる目的を達成するため、専門に属する事業の調査、研究及び執行を行う。

(役員任期)

第 19 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 7 章 総会

(総会の種別)

第 20 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、代議員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する以下の事項を議決する。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 事業計画、将来計画の策定に関すること。
- (3) 本会の解散に関すること。
- (4) 財産の取得、処分に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年度決算終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 代議員の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 2 項の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 5 日前までに文書をもって、代議員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において出席した代議員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、代議員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代議員の表決権)

第 28 条 代議員は、総会において、各々一個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第 29 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 26 条及び第 27 条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)。
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 8 章 理事会

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、第 11 条第 2 項で選出された理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から5日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会には、第26条、第27条及び第30条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「代議員」へとあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第9章 役員会

(役員会の構成)

第36条 役員会は、第16条に定める役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第37条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) その他、会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第38条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、役員3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から5日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第39条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第40条 役員会には、第26条、第27条及び第30条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「代議員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 交付金及び補助金
- (6) 寄付金品
- (7) その他の収入

(資産の管理、処分)

第42条 本会の資産の管理は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第43条 本会の資産で第41条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第44条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第45条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第47条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第48条 この規約は、総会において4分の3以上の議決を得、かつ、本会を管轄する行政の長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第49条 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第12章 事務局

(事務局の設置)

第51条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び書記会計を置く。

(職員の任免)

第52条 事務局長及び書記会計の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第53条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第13章 専門部会及び特別委員会

(専門部会及び特別委員会の設置)

第54条 本会に、第1条に掲げる目的を達成するための調査・研究を行うことが必要と会長が認めた場合は、専門部会及び特別委員会を置くことができる。

第14章 顧問及びアドバイザー

(顧問及びアドバイザーの設置)

第55条 本会に、会長の諮問に応じ意見を述べるができる顧問及びアドバイザーを置くことができる。

2 顧問及びアドバイザーは、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第15章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第56条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会、理事会及び役員会等の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第57条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附則

1 この規約は、認可のあった日から施行する。

2 本会の設立初年度の役員の任期は、第19条の規定にかかわらず、設立のあった日から平成23年度の総会の日までとする。

3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 本会の設立初年度の会計年度は、第48条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成22年3月31日までとする。

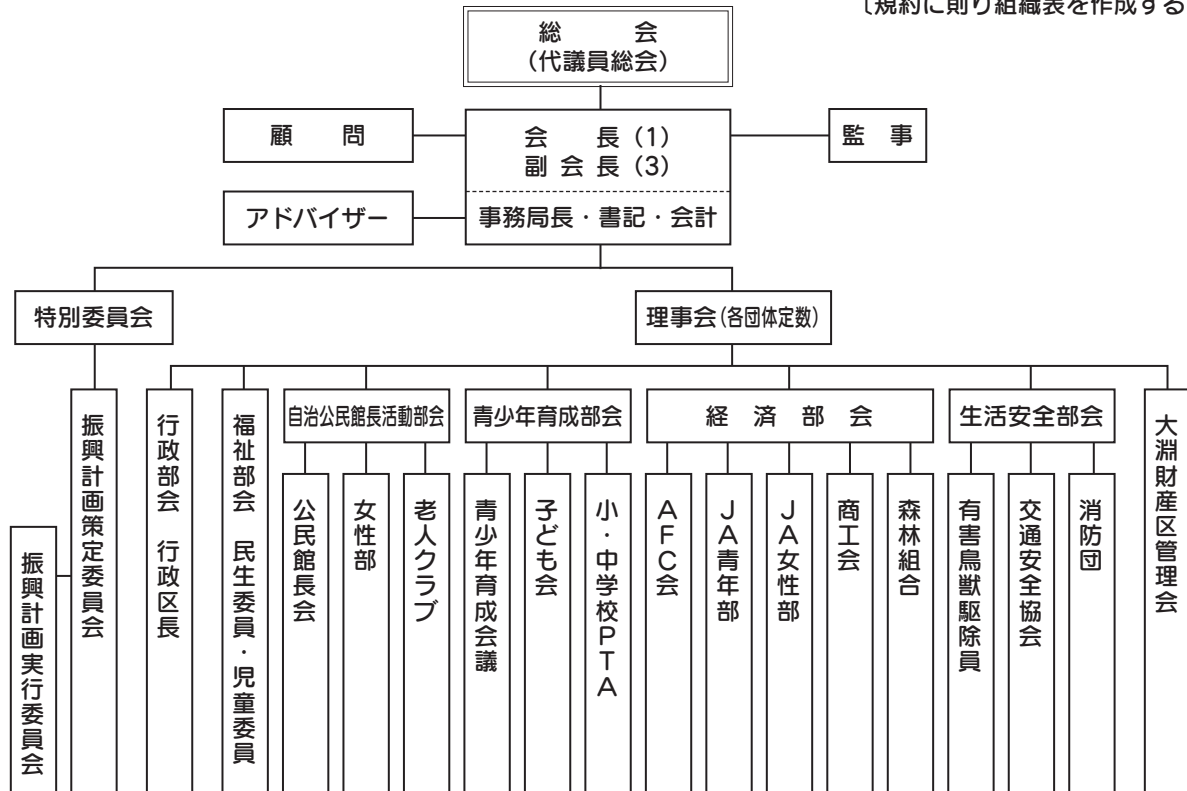
5 平成22年5月30日一部改正する。

6 平成25年5月26日一部改正する。

7 平成27年12月規約に則り「大淵自治運営協議会組織図」を表記する。

大淵地区自治運営協議会組織表

〔規約に則り組織表を作成する〕



V 大淵地区振興計画書策定委員

大淵地区振興計画書策定委員会名簿					
委員長 副委員長 副委員長	編集員 編集員 編集員	豊田 邦明 内藤 啓光 月足 忠宣	大淵地区自治運営協議会会長 大淵地区行政区長代表・大淵行政区長 大淵財産区管理会会長		
委員	編集員 編集員 編集員 編集員	寄川 勉 栗山 巖 田中 栄一 五條 元滋	大淵地区自治運営協議会事務局長 学識経験 学識経験 学識経験		
	編集員	田島 隆光 藤田 隆雄 樋口 典和 橋本 朝義 藤井 武 井手口真策 鍋田 信雄 仁田原正男	月足区行政区長 北大淵行政区長 東行政区長 剣持行政区長 吹原行政区長 無田行政区長 大淵中央区行政区長 大淵地区自治公民館副会長・大淵区自治公民館長		
		編集員	森 實之裕 樋口登一郎 吉開 恵司 田中 義弘 田中 好枝 元村せつみ 仁田原生剛 西尾 修一 樋口裕一郎 森 允裕 田中 丈資 樋口菜穂子 栗原 龍男 野中 常二 西尾 守 田中 博光 大籠幸太郎	大淵中央区自治公民館長 民生児童委員 主任児童委員 大淵地区老人クラブ会長 大淵地区自治運営協議会女性部会長 大淵地区自治運営協議会女性部副会長 小・中学校 PTA 代表 青少年育成市民会代表 こども会代表 大淵地区自治運営協議会会計 JA 青年部代表 JA 女性部代表 八女市商工会大淵地区代表 八女市消防団黒木支団第6分団長 八女森林組合代表 大淵地区有害駆除員代表 交通安全協会代表	
			編集員 編集員 編集員 編集員 編集員 編集員	小川 博人 田島 照規 井手口翔平 井手口千里 近藤 敦子 藤中 拓弥	八女市役所職員 八女市役所職員 八女市役所職員 八女市役所職員 八女市地域おこし協力隊（大淵地区担当） 八女市地域おこし協力隊（大淵地区担当）

VI 大淵地区振興計画書策定の経緯

期 日	会 議 等	内 容
7月19日	第1回役員会・理事会	大淵地区振興計画書策定に関する協議
7月27日	策定委員・学識経験者選出	振興計画策定委員の選出(策定委員32名、サポーター6名)
8月6日	第1回策定委員会	大淵地区振興計画書策定の作成進行計画等の協議
8月22日	第2回策定委員会	大淵地区振興計画書の各領域ごとのワークショップ実施
8月30日	第3回策定委員会	大淵地区振興計画書の各領域ごとのワークショップ実施
9月9日	第4回策定委員会	大淵地区振興計画書の各領域ごとのワークショップ実施
9月18日	第5回策定委員会 (全体会議)	各領域別の検討内容の発表及び意見交換会 領域1：地域の防災・防犯対策・交通安全 領域2：高齢者対策・子育て・青少年育成 領域3：道路・河川・集落施設の愛護や活用等 領域4：地域でのこしたいもの・活かしたいもの
9月30日	第6回策定委員会	農業・林業・商業領域の特別ワークショップ実施
10月6日	第1回編集委員会	大淵地区振興計画書の基本理念の設定協議(決定)
10月14日	第2回編集委員会	基本理念に基づく基本目標の設定協議
10月24日	第3回編集委員会	基本理念に基づく基本目標の設定協議
11月6日	第4回編集委員会	基本目標1～5の設定協議
11月9日	第1回推敲委員会	基本目標1～5の内容推敲
11月13日	第5回編集委員会	大淵地区振興計画書の全体像の検討と今後の計画
11月29日	第2回推敲委員会	振興計画書案の全内容推敲(追加内容の確認)
12月2日	編集委員個別作業	追加内容の作成(委員長確認)
12月3日	振興計画書案印刷	事務局長及び市役所職員
12月5日	第6回編集委員会	大淵地区振興計画書案の確認
12月5日	第7回策定委員会・第2回理事会	大淵地区振興計画書案の策定委員会及び理事会の承認
1月17日	自治運営協議会臨時総会	大淵地区振興計画書案の承認
1月23日	印 刷 発 注	株式会社 東兄弟
3月1日	振興計画書納入	印刷所から委員長へ
3月15日	各 戸 配 布	各区長

編集後記

大淵地区自治運営協議会事務局長 寄川 勉

この度の、地域振興計画策定に当たっては、大淵地区自治運営協議会に「地域振興計画書策定委員会」を設置しました。振興計画を策定するために、まず、委員 32 名と 6 名のサポーターを課題領域ごとに 5 グループに分けワークショップを行いました。

各委員には平成 25 年 9 月の住民アンケート調査結果を参考にして忌憚きたんのない討論を重ねて頂き、地域振興策の根幹となる「地域の現状と課題、課題解決策」など、広い視点から真剣にご議論頂きました。

その御意見を基に、振興計画書策定編集委員会で慎重に討論し、「地域振興の基本理念及び基本目標の設定」及び「各領域の具体的内容案」を提言し、数回の編集作業や推敲すいこうを経て、大淵地域の活性化を図るための、「大淵地区地域振興計画書」をまとめました。

今後は、地域振興計画に基づき、「地域の事は、地域で考え、実行する」をモットーに安心して暮らせる大淵を住民皆さんの手で創りあげて頂くよう祈念いたします。

〔ワークショップ風景〕



自然環境等討論



伝統行事等討論

地域に残したいもの等討論



農
林
業
等
討
論



子育て等討論（下）

編集委員会（下）



原稿の推敲



* 印刷部数	550部〔内訳(地区)443 (市)50 (予備)57〕
* 発行機関	大淵地区自治運営協議会(福岡県八女市黒木町大淵)
* 発行責任者	大淵地区自治運営協議会長 豊田 邦明
* 発行期日	平成28(2016)年3月
* 印刷所	八女市:株式会社 東兄弟
* 配布	大淵地区全443戸(平成27年11現在)



平野岳から土柳・大淵地区遠望